

官報 号外

平成二十一年五月十三日

○第百七十一回 参議院會議録第二十三号

平成二十一年五月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成二十一年五月十三日

午前十時開議

第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 公共サービス基本法案(衆議院提出)

第四 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)(趣旨説明)

一、日程第一より第四まで

平成二十一年五月十三日 参議院會議録第二十三号 議事日程追加の件 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院協議会の協議委員の選挙)

一、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院協議会)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。国務大臣河村建夫君登壇、拍手。

(国務大臣河村建夫君登壇、拍手)

○国務大臣(河村建夫君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、平成十七年の一部改正法の附則第十三条において、施行後二年以内に、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしております。

施行後二年以内の見直しの結果、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、排除型私的独占、一定の不正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の所要の改正を行うため、政府といたしましては、独占禁止法等の一部を改正する法律案を第百六十九回国会に提出いたしました。継続審査となつた後、百七十回国会において廃案となり、成立を見るに至りませんでした。しかしながら、一刻も早くその実現を図るために、所要の修正を加えた上で、ここにその法律案を提案し、御審議願うこととした次第であります。

次に、この法律案について、その主な内容を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の適用対象について、排除型私的独占及び優越的地位の濫用など一定の不正な取引方法を新たに課徴金の対象とすることとしております。

第二に、不当な取引制限において、主導的役割を果たした事業者に対する課徴金を割り増す制度を導入することとしております。

第三に、課徴金減免制度について、減額対象事業者数の拡大、企業グループ内の事業者の共同申請制度を導入することとしております。

第四に、課徴金の納付を命ずる手続について、会社分割等により事業を承継した会社に対して納付を命ずる制度の導入等を行うこととしております。

第五に、企業結合に係る届出制度等について、会社の株式取得に係る事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準の変更、合併、分割及び事業等の譲受けの届出に係る規定の見直し等を行うこととしております。

第六に、不正な取引方法による侵害の停止又は予防に関する訴訟上の救済を円滑化するため、文書提出命令の特則を導入することとしております。

第七に、不当な取引制限の罪等に対する懲役刑を引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。森木利治君。

(森木利治君登壇、拍手)

○森木利治君 民主党の森木利治です。

私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表し、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正は、最大の眼目であった中小企業等に不当な不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不正な取引が課徴金の対象とされたことは、民主党がかねて求めてきた方向性と合致し、評価できるものです。しかし、今回の改正でも重要な宿題が先送りされたことは極めて残念です。四月二十四日の衆議院経済産業委員会で行われた附帯決議については、それを解決していく道筋を付けるものであり、是非とも積極的に附帯決議に沿った方向での検討を要望いたします。また、制度の見直しを検討する際には、併せて検討すべき課題も提起するものです。

審判手続に係る規定について、昨年提出された法案では、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていましたが、本法案では単に平成二十一年度中にと変えられているにすぎません。本法案について昨年から何も進展も見せず、そのまま一年間先送りされてしまうのはなぜでしょうか。

民主党はこれまでも、公正、透明な審判手続を求めてまいりましただけに、実質的な先送りは極めて残念です。

現行の審判手続については、審判官と審査官が人事的に厳密に分離されていません。これでは検

察官が裁判官を兼ねているようなものであるというように、抜本的な見直しを求める声が根強くあります。

一筋の光は附帯決議です。そこでは、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うとしています。これは読みようによつては、現行の不服審査型の審判方式を取らず、さりとて旧法の事前審査型の審判方式にも戻さないことと受け止められま

す。どのような方式を模索されようとしているのでしょうか。この点について今後どのように検討しようとしているのか、官房長官の見解をお聞きいたします。

審査手続についても、調査の密室性や、事前通知から排除措置命令が出されるまでの期間が短いなど、疑問視する声は根強くあります。

民主党は独自の独禁法改正案をまとめている。この中では、審判に相当する機能を裁判所に担わせるよう提案しています。また、公正、透明な手続を担保するため、審査手続の可視化や供述調書の写しの提供、供述や任意の事情聴取など、調査を受ける際の弁護士の立会いなどを取り入れようとして提案しています。

刑事手続や他の行政処分についてこのようなことが導入されていないことをもって認められないとの主張はだんだんと根拠が薄弱になっていくのではないのでしょうか。

我が国の独禁法では、課徴金減免制度、リーニ

ンシーという実質的な司法取引を刑事手続に先駆けて導入いたしました。米国やEUなどの国際的な整合性を図るという観点では、可視化や調書の写しの提供、弁護士の立会いなど検討すべきと考えますが、この点について官房長官はどのような見解をお持ちでしょうか。

民主党は、従前より、いわゆる不正な取引についても課徴金の対象にすべきと主張してまいりました。今回の改正により一定の不正な取引、すなわち共同の取引拒絶、差別対価、不当販売、再販価格の拘束、優越的地位の濫用に対象が拡大されることとなります。課徴金の対象を拡大したことは評価しますが、これからの課題は、課徴金の対象となる行為類型について分かりやすく示すことであると思います。

課徴金が課せられれば、事業者には付随して公共入札の指名停止や株主代表訴訟などのリスクが伴います。それだけに、適法か違法か、その境界線を分かりやすくすべきであり、公正取引委員会としての考え方を示したガイドラインが整備されるべきと考えますが、その予定と盛り込まれるべき内容についてお聞かせください。

とりわけ不当販売の構成要件については、競争上の安売りととの区別がはっきりせず、価格競争を萎縮させかねないとの指摘があります。現行の告示は、供給に要する費用を著しく下回る対価で供給するということに続いて、そのことによって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることという甚だあいまいな文言が付いています。もっと具体的な基準を示すべきと考えますが、官房長官の見解はいかがでしょうか。

経済危機の影響は、弱い立場にある下請企業や中小企業に最も打撃を与え、元々ぎりぎりの納入価格が更に切り詰められるという悲鳴が聞こえています。大企業による不当な値引きや押し付け販売、サービスの強要など、不正な取引を禁止することで中小企業の利益を守ることが喫緊の課題であると思います。

こうした下請いじめをなくすため、民主党は、中小企業いじめ防止法を本院に提出しています。その内容は、大企業による中小企業に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止し、大企業と中小企業の取引を公正なものにすることによって中小企業の利益を保護するものです。現行の下請法ではカバーできていない銀行など金融機関による信用供与についても取引の対象に含めています。

今回、優越的地位の濫用が課徴金の対象となったことで一定の抑制効果は期待できますが、景気悪化のしわ寄せは最後に下請企業にやってくる。中小企業いじめ防止法や下請法の見直しも検討されてしかるべきと考えます。この点について、官房長官の見解はいかがでしょうか。

さらに、独禁法では課徴金の対象となる優越的地位の濫用が、下請法では勧告のままとなっています。両者の平仄を合わせることは見解はいかがでしょうか。

平成十年の改正によって、企業結合の対象については、国内限定を廃止して外国企業についても規制の対象となりました。このところ経済危機によって、一時ほどではないにしても、世界的な企

業のMアンドAの潮流は我が国の企業にも大きな影響を及ぼすようになっていいます。企業活動がグローバルに展開される今日にあって、我が国独禁法が国内の企業結合に限定せず、外国企業の企業結合についても適用対象に加えることは評価するものです。しかし、理屈の上ではそうだとすると、これが本当に実効あるものなのかという点については疑問を持つところでございます。

その具体的な事例として、資源大手BHPピリトンによる同リオ・ティントの買収をめぐる公正取引委員会が独占禁止法に基づき買収計画の提出を求める報告命令を出したことが挙げられます。

平成二十年二月、BHPピリトンはリオ・ティントに買収を提案し、世界有数の資源メジャーである両社の統合が実現すれば、世界の鉄鉱石の市場が寡占状態になり、資源価格の高騰が国民の生活を直撃することは容易に想定されました。

両社の合併が我が国の市場をゆがめると判断された場合には、公正取引委員会はBHPピリトンに対して資産売却など排除措置命令を出すことができます。実際には、経済環境の激変もあり、BHPピリトンによる買収は事実上撤回され、排除措置命令を出すまでには至りませんでした。

このケースで架空の話をするつもりはありませんが、外国企業の結合まで対象とする以上は、排除措置命令が実効ある形で貫徹することが重要であると思います。元々、独禁法が国内市場を対象としてきたことと今日の企業活動がグローバル化していることとの間には様々なギャップがありますが、このBHPピリトンによるリオ・ティント

の買収は典型的な事例であると思います。

今は世界的なMアンドAの動きは鎮静化していますが、景気が回復すれば世界的な資源の争奪戦はまた激しいものになります。今後もこのような事態が起こることは容易に想定されます。今後、外国企業結合の規制について実効を期するためにどのようなことを考えているのか、公正取引委員会委員長の見解をお聞かせします。

現行法では、課徴金と刑事罰が併存、併科されています。今回の法改正に至る独禁法基本問題懇談会報告においては、課徴金と刑事罰の在り方についても検討され、引き続き課徴金と刑事罰を併存、併科することが適当であるという趣旨の報告がされています。我が国の市場に見合った制度設計としてはそうしたものになると考えますが、今回の改正には見逃すことのできない論点を含んでいると思います。

それは、今回の改正により、不当な取引制限主導の企業への課徴金割増しが導入されたことです。具体的には五割を加算するもので、絶対水準から見れば過大なものではないとも言えましょう。しかし、今回の改正によって、課徴金割増しについては行政上の制裁としての性格が強まるようになったと考えます。となると、課徴金と刑事罰の併存、併科について、両者の性格付けをめぐる検討がもつとなされてもおかしくないと考えます。課徴金と刑事罰の在り方についてどのように検討していくのか、公正取引委員会の委員長にお聞きしたいと思います。

以上、公正かつ自由な競争を促進し、消費者の

利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を図るという独禁法は、まさに市場経済に関する基本法であり、それが我が国の市場に見合ったものにすべく、これから真摯で活発な議論が展開されることを望むものです。

なお、民主党は新たな代表の下で新しい政権を目指すことになりましたが、国民の生活が第一の政治を実現して、経済、社会を根本から立て直すこと、そして政権交代によって我が国に議会制民主主義を定着させること、この二つは民主党に課せられた歴史的な使命であることは何ら変わりはないことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河村建夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河村建夫君) 森木議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、審判制度の見直しにつきまして、引き続き検討を行うこととした理由及び今後の検討方針についてのお尋ねがございました。

審判制度の在り方については、制度見直しの方向性について関係各方面において様々な御意見があり、いまだ結論が出ていないことから、引き続き検討を行うこととしたものであります。

今後は、審判制度を廃止すべしとの意見、裁判と審判を併用すべしとの意見、また行為類型に応じて手続を分けるべしとの御意見等について、衆議院経済産業委員会における附帯決議の趣旨を尊重しつつ、関係各方面の意見を聞きながら、平成二十一年度中に結論を得るべく精力的に検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、審査手続における手続の可視化や供述調

書の写しの提供、弁護士立会いに係る検討についてのお尋ねがありました。

審査手続における手続の可視化については、供述人が真実を供述することに消極的になる、また、特に優越的地位の濫用事件などでは、違反事業者の報復を恐れ、被害を受けた中小企業からの協力が得られなくなるなど、真相解明に妨げとなる可能性があるために適当でないと考えております。

また、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立会いについては、独占禁止法基本問題懇談会におきまして、我が国の刑事手続や他の行政調査でも認められていないこと、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立会いを認めることにより、真相解明の妨げとなる可能性があること、欧米と我が国では司法制度の在り方全体が異なることなどから、これらを認めていない現行の制度運用では問題がないと、このような判断がされておるところであります。

次に、不公正な取引方法に関するガイドラインの整備についてのお尋ねがございました。

不公正な取引方法については、公正取引委員会において従来からガイドラインを公表しており、その中で、例えば共同の取引拒絶が原則として違法となることなどを明らかにしております。改正法案の施行により、不公正な取引方法を規定する告示を改正する必要があることから、告示の改正に伴う見直しを含め、現行のガイドラインに見直すべき点があるかどうかについて、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

次に、不当廉売の規制基準についてのお尋ねがありました。

不当廉売については、公正取引委員会において従来からガイドラインを公表しており、その中で、事業活動を困難にさせるおそれがあるとは、現に事業活動が困難になることは必要ないこと、具体的に廉売を行う事業者の事業規模や廉売商品の数量などを考慮して個別に判断されることなどを明らかにしております。

次に、中小企業いじめ防止法案や下請法の見直しについてのお尋ねがありました。

民主党御提出の中小企業いじめ防止法案につきましては、国会における議論にゆだねられているものと考えております。

政府といたしましては、現下の厳しい経済情勢の下では下請企業に不当なしわ寄せが生じやすくなっていると考えております。かかる状況の下、独占禁止法及び下請法を厳正に執行し、下請取引等の適正化に努めており、下請法については、その施行状況を勘案して、今後必要な対応を検討してまいります。

最後に、課徴金に関し、独占禁止法と下請法の平仄についてのお尋ねがありました。

下請法は、迅速かつ効果的に下請事業を保護する観点から、下請事業者の利益の回復が円滑に行われるように、独占禁止法とは別の手続を定めるものとして制定されたものであり、かかる観点から成果を上げてきたものと考えております。

政府といたしましては、今後とも、かかる下請法の特徴を活用し、迅速かつ効果的に下請事業者

の利益の保護を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

〔政府特別補佐人竹島一彦君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 森木議員から私に二問の御質問をちょうだいいたしました。

まず、外国企業に係る企業結合に対する規制の実効性についてのお尋ねがありました。

現行の企業結合規制では、我が国の市場に対する影響の大きさから見て、本来、届出が行われるべき外国企業に係る企業結合が必ずしも届出の対象となっていないわけでございますが、今回御審議いただく独占禁止法改正法案におきましては、株式取得について事後報告制から事前届出制への変更、外国企業に係る企業結合の届出基準の見直しを行うこととしております。

これらによりまして、外国企業に係る企業結合を的確に捕捉するとともに、海外の主要な競争当局の企業結合規制との整合性が図られ、外国当局との一層の連携が可能となります。そのことによりまして、企業結合規制の実効性が高まるものと考えております。

公正取引委員会といたしましては、今後とも、外国企業に係る企業結合について、外国当局との連携も図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、課徴金と刑事罰の関係についての御質問がありました。

議員御指摘のように、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増すことによって課徴金

の行政上の制裁としての機能は強まりますが、課徴金は、違反行為の抑止を図り独占禁止法の禁止規定の実効性を確保するために金銭的不利益を課す行政上の措置でございます。今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものでありますことから、これらを併科することについて特段の問題はないと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長横葉賀津也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔横葉賀津也君登壇、拍手〕

○横葉賀津也君 ただいま議題となりました在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、日本国政府が第三海兵機動展開部隊の要員約八千人等の沖縄からグアムへの移転に

際し二十八億ドルを上限とする資金提供を行うこと、米国政府が普天間飛行場代替施設の完成に向けての具体的な進展のあることなどを条件に海兵隊のグアム移転に必要な措置をとること、米国政府が日本国政府から提供された資金等をグアム移転事業にのみ使用すること等を定めるものであります。

委員会におきましては、中曽根外務大臣及び浜田防衛大臣に対し質疑を行うとともに、沖縄県に委員を派遣して、米軍基地の現状視察及び関係地方自治体との意見交換を行ったほか、四名の参考人から意見を聴取いたしました。

沖縄県における意見交換では、地元の方々から、グアム移転の着実な実施と負担軽減の実現、普天間飛行場の危険性除去と騒音軽減、同飛行場代替施設の建設問題等に関する意見が述べられました。

委員会における質疑の主な内容は、グアム移転に伴い削減される在沖縄海兵隊の実員数、本協定を国会承認条約とした経緯、グアム移転が我が国の抑止力に与える影響、グアム移転経費を我が国が負担する理由と二十八億ドルの積算根拠、本協定が米国議会の承認を必要としない理由、家族住宅建設事業等の民生活業の検討状況、沖縄米軍基地返還による経済効果と跡地利用計画、新輸送機オスプレイの普天間飛行場代替施設への配備の可能性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の一川理事より反

対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の浜田委員より賛成、日本共産党の井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は賛成少数により承認すべきものでないと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 百五
反対 百三十三

よって、本件は承認しないことに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) たいまの結果、本件について、本院は衆議院から両院協議会を求められることとなります。

○議長(江田五月君) 日程第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 たいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理制度の導入、流通過程における適切な化学物質管理の実施及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、既存化学物質の安全性点検の進捗状況、第一種特定化学物質の限定的使用許可の際の安全性確保の方策、すべての化学物質について、製造数量・輸入数量等届出の対象とするに当たつての中小企業への配慮の必要性等について質疑が行われたほか、環境委員会との連合審査会を開会いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 公共サービス基本法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長内藤正光君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その基本的施策を定めることにより公共サービスに関する施策を推進し、もつて国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長赤松正雄君から趣旨説明を聴取した後、公共サービスの実施に関する責任の明確化、公共サービスの提供における国民の意見の反映、公共サービスを担う臨時・非常勤職員の処遇改善の必要性、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第四 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長 長田村耕太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村耕太郎君登壇、拍手〕

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、それに必要な基本方針について、新たに国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定することとするなどの拡充、同基本方針を受けた都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、デイサービスセンター等の高齢者居宅生活支援施設と一体となつた高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案による住宅・福祉施策の連携の意義、実効性、ケア付き住宅の供給促進効果、増加が見込まれる介護施設、高齢者向け住宅ニーズに対する供給側の対応策、高齢者の居住ニーズに応じた住み替え及びバリアフリー化の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。

午後三時四十一分開議

午前十時四十二分休憩

午後一時三十六分開議

○議長(江田五月君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど衆議院から、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

これより、本件に関する両院協議会の協議委員十名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、本件に関する両院協議会の協議委員に浅尾慶一郎君、池口修次君、石井一君、一川保夫君、小川勝也君、白眞勲君、広中和歌子君、水岡俊一君、井上哲士君、近藤正道君を指名いたします。

これより直ちに両院協議会協議委員の正副議長を選挙されることを望みます。

両院協議会の結果の報告を待つため、暫時休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

○議長(江田五月君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、両院協議会参議院協議委員議長から報告書が提出されました。

この際、報告を求めます。協議委員議長浅尾慶一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○浅尾慶一郎君 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、浅尾慶一郎が、副議長に小川勝也君が選任されました。

なお、衆議院におきましては、河野太郎君が協議委員議長に、三原朝彦君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、本院側協議委員議長の私、浅尾慶一郎が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、衆議院側の三原朝彦君

から、我が国及び極東の平和と安全のための抑止力を維持しながらも沖縄県民が強く希望する海兵隊要員の移転の促進及び過重な基地負担軽減に資する等の理由で承認、次に、本院側一川保夫君から、政府が説明責任を全く果たしていないこと、地元の負担が実際に軽減されるのか不明であること、グアム移転等と普天間飛行場の代替施設問題がワンパッケージとなつてゐること、巨額の経費を負担する理由が明確でないこと等の理由によつて承認しないと、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の白眞勲君、日本共産党の井上哲士君、社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の松浪健四郎君、公明党の西博義君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した問題点を踏まえ、参議院の議決どおり本協定を承認しないよう、衆議院側に要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の松島みどり君からは、本協定は、抑止力を維持しながらも沖縄の負担軽減に資するものであり、衆議院の議決どおり承認願いたい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

なお、前回の両院協議会から懸案事項となつております今後の両院協議会の在り方については、両院において建設的な方向で検討し、今国会中に

成案を得るよう衆参両院の議長に御報告を申し上げることについて合意をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施

に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
江田	五月君	山東	昭子君
議員		議員	
山下	芳生君	風間	直樹君
舟山	康江君	植松恵美子君	
紙	智子君	川崎	稔君
大島九州男君		水戸	将史君
仁比	聡平君	松野	信夫君
青木	愛君	藤谷	光信君
加賀谷	健君	井上	哲士君
大門実紀史君		津田弥太郎君	
犬塚	直史君	藤本	祐司君
足立	信也君	那谷屋正義君	
市田	忠義君	小池	晃君
岩本	司君	榎葉賀津也君	
藤田	幸久君	ツルギ	マサキ君

佐藤	公治君	中村	哲治君	直嶋	正行君	長浜	博行君
内藤	正光君	浅尾慶一郎君		家西	悟君	西岡	武夫君
木俣	佳丈君	一川	保夫君	築瀬	進君	奥石	東君
増子	輝彦君	羽田雄一郎君		平田	健二君	山下八洲夫君	
高橋	千秋君	谷	博之君	広中和歌子君		吉川	沙織君
石井	一君	田名部匡省君		外山	斎君	川田	龍平君
大石	正光君	前田	武志君	松下	新平君	大江	康弘君
千葉	景子君	岡崎トミ子君		大久保潔重君		森田	高君
佐藤	泰介君	柳田	稔君	田中	直紀君	糸数	慶子君
北澤	俊美君	峰崎	直樹君	渡辺	秀央君	荒井	広幸君
中谷	智司君	松浦	大悟君	姫井由美子君		轟木	利治君
平山	幸司君	梅村	聡君	横峯	良郎君	亀井亜紀子君	
友近	聡朗君	徳永	久志君	山田	俊男君	中山	恭子君
川合	孝典君	米長	晴信君	林	久美子君	広田	一君
牧山ひろえ君		金子	恵美君	室井	邦彦君	川上	義博君
行田	邦子君	相原久美子君		長谷川憲正君		丸山	和也君
藤原	良信君	大河原雅子君		長谷川大紋君		島尻安伊子君	
谷岡	郁子君	田中	康夫君	鈴木	陽悦君	加藤	敏幸君
武内	則男君	白	眞勲君	主濱	了君	松岡	徹君
大久保	勉君	前川	清成君	自見庄三郎君		中川	義雄君
島田智哉子君		尾立	源幸君	岸	宏一君	加治屋義人君	
藤末	健三君	富岡由紀夫君		森	ゆうこ君	大塚	耕平君
蓮	紡君	大石	尚子君	松井	孝治君	鈴木	寛君
下田	敦子君	今野	東君	亀井	郁夫君	木村	仁君
水岡	俊一君	芝	博一君	林	芳正君	山本	一太君
小林	正夫君	柳澤	光美君	工藤堅太郎君		高嶋	良充君
喜納	昌吉君	神本美恵子君		小川	敏夫君	郡司	彰君
藤原	正司君	山根	隆治君	櫻井	充君	藤井	孝男君
小川	勝也君	池口	修次君	若林	正俊君	松田	岩夫君
福山	哲郎君	平野	達男君	松村	祥史君	野村	哲郎君
辻	泰弘君	円	より子君	末松	信介君	中村	博彦君

岡田 直樹君	岸 信夫君
義家 弘介君	塚田 一郎君
丸川 珠代君	佐藤 信秋君
磯崎 陽輔君	石井みどり君
石井 準一君	西田 昌司君
牧野たかお君	関口 昌一君
山本 順三君	小池 正勝君
坂本由紀子君	神取 忍君
荻原 健司君	中川 雅治君
小泉 昭男君	山谷えり子君
鶴保 庸介君	西島 英利君
椎名 一保君	秋元 司君
北川イッセイ君	水落 敏栄君
松山 政司君	岩城 光英君
衛藤 晟一君	脇 雅史君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
松村 龍二君	伊達 忠一君
吉田 博美君	青木 幹雄君
泉 信也君	山崎 正昭君
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君
谷川 秀善君	佐藤 昭郎君
矢野 哲朗君	溝手 顕正君
南野知恵子君	浮島とも子君
谷合 正明君	山内 徳信君
森 まさこ君	西田 実仁君
山本 博司君	近藤 正道君
佐藤 正久君	古川 俊治君
鰐淵 洋子君	浜田 昌良君
又市 征治君	川口 順子君
二之湯 智君	河合 常則君
山本 香苗君	澤 雄二君

国務大臣	総務大臣	鳩山 邦夫君
	外務大臣	中曾根弘文君
	経済産業大臣	二階 俊博君
	国土交通大臣	金子 一義君
	国務大臣 (内閣官房長官)	河村 建夫君
政府特別補佐人	公正取引委員会 委員長	竹島 一彦君
議長の報告事項		
去る四月二十八日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
財政金融委員	辞任	塚田 一郎君
	補欠	森 まさこ君

経済産業委員	辞任	補欠
	森 まさこ君	塚田 一郎君
決算委員	辞任	補欠
	紙 智子君	仁比 聡平君
	近藤 正道君	又市 征治君
行政監視委員	辞任	補欠
	又市 征治君	近藤 正道君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。		
沖縄及び北方問題に関する特別委員	辞任	補欠
	山本 香苗君	木庭健太郎君
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員	辞任	補欠
	青木 愛君	白 眞勲君
消費者問題に関する特別委員	辞任	補欠
	藤谷 光信君	藤原 良信君
	木庭健太郎君	山本 香苗君
同日衆議院から次の議案が提出された。		
公共サービス基本法案(衆第二五号)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法 第三一号)		
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。		
公共サービス基本法案(総務委員長提出)(衆第 二五号)		

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外八名発議)

民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

消費者庁設置法案(第七十回国会閣法第一号)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第七十回国会閣法第二号)

消費者安全法案(第七十回国会閣法第三号)

一、公聴会の問題 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案について

一、開会の日 平成二十一年五月十二日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成二十一年四月二十八日

消費者問題に関する特別委員長 草川 昭三

参議院議長 江田 五月殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問主意書(福島みずほ君提出(第一四六号))

ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一四七号))

ミヤンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問主意書(中村哲治君提出)(第一四八号)

憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問主意書(前川清成君提出)(第一四九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問に対する答弁書(第一三九号)

参議院議員亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問に対する答弁書(第一四〇号)

参議院議員牧山ひろえ君提出メガソーラーに関する質問に対する答弁書(第一四一号)

参議院議員牧山ひろえ君提出追加経済対策に関する質問に対する答弁書(第一四二号)

参議院議員松野信夫君提出裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問に対する答弁書(第一四三号)

去る四月三十日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員長提出)(衆第二六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一五〇号)

日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一五一号)

去る一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

藤原 良信君 補欠 行田 邦子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外三名提出)(衆第二七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問に対する答弁書(第一四四号)

同日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勧告を受領した。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

大島九州男君 補欠 下田 敦子君

厚生労働委員

下田 敦子君 補欠 大島九州男君

石井みどり君 補欠 山田 俊男君

農林水産委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

国家基本政策委員

北澤 俊美君 補欠 前田 武志君

末松 信介君 補欠 椎名 一保君

中村 博彦君 補欠 丸川 珠代君

野村 哲郎君 補欠 神取 忍君

議院運営委員

丸川 珠代君 補欠 中村 博彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

行田 邦子君 補欠 牧山ひろえ君

山本 香苗君 補欠 山本 博司君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問主意書(辻泰弘君提出)(第一四五号)

厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一四六号)

ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一四七号)

ミヤンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問主意書(中村哲治君提出)(第一四八号)

憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問主意書(前川清成君提出)(第一四九号)

全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一五〇号)

日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一五一号)

外交防衛委員

下田 敦子君 補欠 大島九州男君

厚生労働委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

渡辺 孝男君 補欠 山田 俊男君

農林水産委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

国家基本政策委員

前田 武志君 補欠 北澤 俊美君

神取 忍君 補欠 野村 哲郎君

椎名 一保君 補欠 末松 信介君

丸川 珠代君 補欠 中村 博彦君

予算委員

山田 俊男君 補欠 衛藤 晟一君

山田 俊男君 補欠 衛藤 晟一君

柳澤 光美君 補欠 川上 義博君

衛藤 晟一君 補欠 山田 俊男君

丸山 和也君 補欠 中山 恭子君

山本 順三君 補欠 川口 順子君

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

下田 敦子君 補欠 大島九州男君

外交防衛委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

厚生労働委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

渡辺 孝男君 補欠 山田 俊男君

農林水産委員

山田 俊男君 補欠 石井みどり君

国家基本政策委員

前田 武志君 補欠 北澤 俊美君

神取 忍君 補欠 野村 哲郎君

椎名 一保君 補欠 末松 信介君

丸川 珠代君 補欠 中村 博彦君

予算委員

山田 俊男君 補欠 衛藤 晟一君

山田 俊男君 補欠 衛藤 晟一君

柳澤 光美君 補欠 川上 義博君

衛藤 晟一君 補欠 山田 俊男君

丸山 和也君 補欠 中山 恭子君

山本 順三君 補欠 川口 順子君

官

行政監視委員 辞任 補欠 川口 順子君 山本 順三君 中山 恭子君 丸山 和也君 議院運営委員 辞任 補欠 中村 博彦君 丸川 珠代君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 辞任 補欠 牧山ひろえ君 一川 保夫君 山本 博司君 山本 香苗君 同日衆議院から次の議案が提出された。 バイオマス活用推進基本法案(衆第二六号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 農地法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号) 同日議員から次の議案が撤回された。 法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名発議(第百七十回国会参第一一号)) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名発議)(第百七十回国会参第一二二号) 同日次の議案は、発議者が撤回した旨衆議院に通知した。	法人税法の一部を改正する法律案(第百七十回国会、尾立源幸君外七名発議) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十回国会、尾立源幸君外七名発議) 一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 武内 則男君 相原久美子君 世耕 弘成君 中山 恭子君 外交防衛委員 辞任 補欠 小池 正勝君 長谷川大紋君 渡辺 孝男君 浜田 昌良君 財政金融委員 辞任 補欠 中山 恭子君 世耕 弘成君 森 まさこ君 小池 正勝君 厚生労働委員 辞任 補欠 石井 準一君 塚田 一郎君 浜田 昌良君 渡辺 孝男君 経済産業委員 辞任 補欠 塚田 一郎君 石井 準一君 国土交通委員 辞任 補欠 長谷川大紋君 森 まさこ君 環境委員 辞任 補欠 相原久美子君 武内 則男君	予算委員 辞任 補欠 衛藤 晟一君 山田 俊男君 決算委員 辞任 補欠 川上 義博君 柳澤 光美君 川口 順子君 山本 順三君 中山 恭子君 丸山 和也君 山田 俊男君 衛藤 晟一君 又市 征治君 近藤 正道君 行政監視委員 辞任 補欠 丸山 和也君 中山 恭子君 山本 順三君 川口 順子君 近藤 正道君 又市 征治君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 辞任 補欠 一川 保夫君 藤原 良信君 森 まさこ君 義家 弘介君 同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。 公共サービス基本法案(衆第二五号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五二二号) 平成二十一年度総務省補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五三三号) 平成二十一年度文部科学省補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五四号)	平成二十一年度厚生労働省補正予算における介護職員の処遇改善に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五五号) 社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五六号) 平成二十一年度農林水産関係補正予算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五七号) 投票所設置拡大に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五八号) 食品のカロリー表示の義務化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五九号) 留学生受け入れ体制強化のための競争的資金制度の改革に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一六〇号) 我が国及び近隣友好諸国における需要やロケット開発利用に対応した長期的視点に立ったふさわしい射場の在り方と宇宙産業の育成に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一六一号) 高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一六二号) 同日議長は、七日のニンワ・ヨハネス・マシユラング・南アフリカ共和国全国州評議会議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。 昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 相原久美子君 武内 則男君 中山 恭子君 世耕 弘成君 魚住裕一郎君 加藤 修一君
---	---	--	--

外交防衛委員

辞任

石井 一君

補欠

喜納 昌吉君

長谷川大紋君

牧野たかお君

財政金融委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠

石井 一君

小池 正勝君

森 まさこ君

世耕 弘成君

中山 恭子君

厚生労働委員

辞任

森田 高君

補欠

田中 康夫君

塚田 一郎君

石井 準一君

農林水産委員

辞任

牧野たかお君

補欠

長谷川大紋君

経済産業委員

辞任

石井 準一君

補欠

塚田 一郎君

国土交通委員

辞任

田中 康夫君

補欠

森田 高君

森 まさこ君

小池 正勝君

環境委員

辞任

武内 則男君

補欠

相原久美子君

加藤 修一君

魚住裕一郎君

決算委員

辞任

近藤 正道君

補欠

又市 征治君

行政監視委員

辞任

又市 征治君

補欠

近藤 正道君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

佐藤 信秋君

補欠

丸山 和也君

義家 弘介君

西田 昌司君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出)(衆第二八号)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出)(衆第二九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

公共サービス基本法案(衆第二五号) 審査報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 審査報告書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問に対する答弁書(第一四五号)

参議院議員福島みずほ君提出厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問に対する答弁書(第一四六号)

参議院議員藤末健三君提出ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問に対する答弁書(第一四七号)

参議院議員中村哲治君提出ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問に対する答弁書(第一四八号)

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問に対する答弁書(第一四九号)

参議院議員松野信夫君提出全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問に対する答弁書(第一五〇号)

参議院議員松野信夫君提出日系人離職者に対する帰国支援助金等に関する質問に対する答弁書(第一五一号)

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認しないと議決した旨衆議院に通知した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認しないと議決した旨衆議院に通知した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において承認しないと議決されたので、国会法第八十五条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本日本院は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

本日本院は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 審査報告書

浅尾慶一郎君

池口 修次君

石井 一君 一川 保夫君

小川 勝也君 白 眞勲君

広中和歌子君 水岡 俊一君

井上 哲士君 近藤 正道君

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

河野 太郎君 三原 朝彦君

松浪健四郎君 松島みどり君

小野寺五典君 山中 燦子君

鴨下 一郎君 平沢 勝栄君

西 博義君 伊藤 涉君

本日次のとおり第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長及び副議長を互選した。

議長 浅尾慶一郎君

副議長 小川 勝也君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会報告書

審査報告書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は賛成少数により承認すべきものでないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月十二日

外交防衛委員長 榛葉賀津也

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施に必要となる多年度にわたる資金提供を始めとする日米両政府の行動について規定するとともに、アメリカ合衆国政府が、日本国政府から提供された資金等をグアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用すること等を定めるものである。

我が国がこの協定を締結することは、適切な措置と認められない。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

二千六年五月一日の日米安全保障協議委員会合会において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階

をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もつて安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であつて、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人が部隊としての一体性を維持するような方法で二十四年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53Dヘリコプターは第三海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備

に係る費用の見積額百二億七千万合衆国ドル(一〇、二七〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアムにおける施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の直接的に提供する資金を含む六十億九千万合衆国ドル(六、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の二千八会計年度ドルで算定して三十一億八千万合衆国ドル(三、一八〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の財政支出に道路の整備のための約十億合衆国ドル(一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となつてゐる中で、沖縄に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転を完了することにかつており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、(1)普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展並びに(2)グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国の資金面での

貢献にかかつてゐることが記載されていることを想起して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額を限度として資金の提供を行う。

2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、第九条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第三条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかつてゐる。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第四条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第五条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

第六条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国防衛省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条1(a)に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

第七条

1 (a) 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、及び維持する。日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた

利子は、前条に規定する実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル(二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。

3 (a) (b)に規定する場合を除くほか、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によつて証明されるものとす。

(b) アメリカ合衆国政府は、未使用残額を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出された他の個別の事業のために使用することができる。

4 (a) (b)に規定する場合を除くほか、日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によつて証明されるものとする。
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した

資金から生じた利子を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の提供した資金が拠出された事業のために使用することができ
る。

5 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定（日本国が提供した資金に關係するすべての小勘定を含む。）における取引に関する報告書を提出する。

第八条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第九条

1 第一条1に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。

2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中曽根弘文

アメリカ合衆国政府のために

ヒラリー・ロダム・クリントン

審査報告書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月十二日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包

括的な化学物質管理を実施するため、難分解性の性状を有しない化学物質を新たに規制対象とし、また、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、流通過程における適切な化学物質管理の実施及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを二〇二〇年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する省庁の連携・協力と情報共有を一層強化するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。

このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に資する体制の整備や十分な予算を確保すること。

二 すべての化学物質が製造・輸入数量等の届出

対象となることにより、収集・分析される情報が格段に増えることを踏まえ、関係事業者の協力を広く求め、有害性調査指示を的確に行うとともに、国においてもリスク評価を着実に進めること。

このため、事業者に対して新たな制度の十分な周知徹底に努めるとともに、自主的なリスク評価・管理を推進するため、低コストのリスク評価手法の開発・普及、データ収集作業の定型化等、事業者の負担軽減に努め、中小企業を始めとする事業者への効果的な支援策を実施すること。

三 化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。

また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。

四 化学物質のリスク評価を行うに当たっては、人体への直接暴露及び環境暴露を十分に考慮し、予防的な視点に立ち、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な暴露管理または代替の検討を事業者に促すこと。

五 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公表するとともに、評価の審

査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性の審査には外部機関を活用すること。

六 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果に応じた措置を行うとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。

七 化学物質のリスクベースでの評価・管理を適切に実施するため、大学及び大学院における専門人材の育成について検討するとともに、関連する研究機関の拡充に努めること。

八 化学物質管理が多くの法律に基づきなされていく仕組みが、国民の目から分りにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を行うこと。

九 人の生命・健康や生態系を守るという観点から、厳正なリスク評価・リスク管理を行うのみでなく、本法に基づく化学物質管理の在り方について、国際的にも先進的なものとなるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

十 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。

また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R(代替法活用、使用数削減、苦痛軽減)の原則にかんがみ、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。

十一 暴露実態を考慮した施策の実施及びその効果等の確かな把握のため、製造・使用の現場、環境中、人体・動植物の体内の化学物質の残留量を測定するなどのモニタリングを十分に行い、その結果を施策に着実に反映させること。

また、やむを得ずモニタリング対象外となる化学物質についても、P R T R データ等を活用した適切な評価手法の確立など、対策に万全を期すること。

十二 化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。

また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十一年四月十七日
衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五条の五」を「第五条の六」に改める。

第一条中「難分解性の性状を有し、かつ」を削り、「が難分解性等の性状を有するかどうかを」を「の性状に関して」に改める。

第二条第三項中「製造」を「有する性状及びその製造」に改め、同項第一号イ中「自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ」を削り、同号ロ中「該当するもの」の下に「(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)」を加え、同項第二号イ中「自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ」を削り、同項第二号ロ中「該当するもの」の下に「(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

六 その新規化学物質が、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息

若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受けて、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

第三条に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第六号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第六号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

第四条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの
イ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第三項第一号イに該当する疑いのあるもの(同号イに該当するものを含み、自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が(1)に該当するものであること。

口 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第六項第一号に該当するもの(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が(1)に該当するものであること。

三 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの

四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの

五 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

第三章第一節中第五条の五の次の一条を加える。

(情報の提供)

第五条の六 第一種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種監視化学物質を使用する者その他の業として第一種監視化学物質を取り扱う者(以下「第一種監視化学物質取扱事業者」という。)は、第一種監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供すると

きは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該第一種監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが第一種監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第十四条第二号中「当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他を削り、「生じる」を「生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずる」に改める。

第十七条第二項中「届出使用者は、第一種特定化学物質を使用する」を「許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第一種特定化学物質等を取り扱う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(表示等)

第十七条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送付状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供すると

きは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

第十八条第二項中「届出使用者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に、「前条第二項」を「第十七条第二項」に、「第一種特定化学物質を使用して」を「第一種特定化学物質等を取り扱つて」に、「第一種特定化学物質の使用」を「第一種特定化学物質等の取扱い」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができる。

第二十一条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十七条第一項中「を使用する者その他の業として第二種特定化学物質」を「又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「第二種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等」に、「この節において「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改め、同条第二項中「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第二十八条第一項中「第二種特定化学物質又

は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの」を「第二種特定化学物質等」に改め、同条第二項中「取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの」を「第二種特定化学物質等取扱事業者は、第二種特定化学物質等」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十条中「以下」を「第三十一条の二において」に、「当該監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該監視化学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該監視化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者」を「当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十一条の二 第一項中、「第三条第一項第五号若しくは第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質」を削り、「その製造」を「その製造し、」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(第二項において準用する場合を含む。又は前項)に改め、「報告対象物質」の下に「又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物

質を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(当該確認を受けた者に限る。)、第四条第四項(第四条の二第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(当該通知を受けた者に限る。)、及び第五条の二第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見(公然と知られていないものに限り、第五条の四第一項、第二十四条第一項、第二十五条の三第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。)を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(取扱いの状況に関する報告)
第三十一条の三 主務大臣は、この法律の施行

に必要な限度において、第一種監視化学物質取扱事業者又は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る第一種監視化学物質又は第二種特定化学物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。
第三十二条第一項中「若しくは第五号」を「から第六号まで」に改め、同条第二項中「届出使用者を第一種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第五号」を「から第六号まで」に改め、同条第二項中「届出使用者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十四条を第三十四条の二とし、第三十三条の三の次に次の一条を加える。

(通知)

第三十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

第三十九条第一項第一号中「による命令」の下に「(許可製造業者に対するものを除く。)」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「除く。」「の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第二項の規定による命令(許可

製造業者に対するものに限る。)に関して
は、経済産業大臣

第三十九条第二項第二号中「基準」の下に「許可製造業者に係るものを除く。)」を加え、「第一種特定化学物質を使用する者」を「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第十七条第二項の技術上の基準(許可製造業者に係るものに限る。)に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が発する命令

第四十条中「第五条の四第一項」の下に、「第五条の六を、」第十五条第一項の下に、「第十七条第二項、第十七条の二第二項」を加え、「並びに第三十一条の二第二項」を、「第三十一条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。及び第三項並びに第三十一条の三に改め、」第十三条第一項の下に、「第十七条第二項、第十七条の二第二項」を加え、「及び第二十八条第一項を、」第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条及び第三十一条の三に改め、「使用については」の下に「第五条の六、」を加え、「及び第三十条」を、「第三十条及び第三十一条の三」に改める。

第四十一条第一項第一号中「若しくは第二十六条第一項を、」第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項に改める。
第四十七条第二号中「第三十一条の二第二項」の下に「同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条―第七条)

第三章 一般化学物質等に関する届出(第八条)

第四章 優先評価化学物質に関する措置(第九条―第十二条)

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置(第十三条―第十六条)

第二節 第一種特定化学物質に関する規制(第十七条―第三十四条)

第六章 第二種特定化学物質に関する規制(第三十五条―第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条―第五十六条)

第八章 罰則(第五十七条―第六十三条)

附則

第二条第四項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境にお

官 報 (号 外)

いて相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

第二条第六項を削り、同条第七項第一号中「第四条の二第九項」を「第五条第九項」に、「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 優先評価化学物質(第十一条(第二号二に係る部分に限る。)の規定により指定を取り消されたものを含む。)

第二条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質(前各号に掲げるものを除く。)

第二条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質(優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特

定化学物質を除く。)をいう。

一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質

二 第十一条(第二号二に係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質

第二条第八項を削り、同条第九項中「第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質」を「監視化学物質又は優先評価化学物質」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第三条第一項第一号中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第二号から第五号までのいずれか」に改め、同項第五号中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改める。

第四条第一項第二号ロ(1)中「第二条第六項第一号に該当する」を「動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある」に、「限る」を「限り」、第二条第二項第一号に該当するものを除く」に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第二号から第五号までのいずれか」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。
第四条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。
第四十八条中「第三十三條の二」を「第四十五条」に改め、同条を第六十三條とする。

第四十七條第一号中「第十条第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十条第一項又は第二十六條第二項」を「第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第四十六條第一号中「第四十二条」を「第五十七条」に改め、同条第二号中「第四十三條第一号」を「第五十八條第一号」に改め、同条第三号中「第四十三條第三号、第四十四條」を「第五十八條第三号、第五十九條」に改め、同条を第六十一条とする。

第四十五条第一号中「第十九條第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二号中「第五条の三第一項、第二十三條第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六條第六項」を「第九条第一項、第十三條第一項又は第三十五条第六項」に改め、同条第三号中「第三十二条」を「第四十三条」に改め、同条第四号中「第三十三條第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第四十四条第一号中「第十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十五條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条第三号中「第十八條又は第二十二條第一項」を「第三十条又は第三十四條第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十三條第二号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第三号中「第五条の四第一項、第二十条第一項又は第二十五条の三第一項」を「第十四條第二項又は第十四條第一項」に改め、同条第四号中「第二十六條第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十八條とする。

第四十二条第一号中「第六条第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第二号中「第七條、第十三條第一項又は第十四條」を「第十八條、第二十四條第一項又は第二十五条」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四号中「第二十一条第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条第五号中「第二十二條第三項」を「第三十四條第三項」に改め、同条を第五十七條とする。

第六章を第八章とする。

第四十一条第一項第一号中「第四条の二第八項又は第五条の四第二項」を「第五条第八項又は第十四條第二項」に、「第十三條第一項、第十四條、第十七條第二項、第二十六條第一項若しくは第二十七條第一項」を「第二十四條第一項、第二十五条、第二十八條第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六條第一項」に改め、同項第二号中「第四条第一項若しくは第二項又は第四条の二第八項の判定に基づき」を「次項に規定する手続に従い」に改め、同項第三号中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に、「第五条の四第二項又は第二十四條第二項」を「第十条第三項又は第十四條第二項」に改め、同項第四号中「第五條の四第一項又は第二十四條第一項」を「第十条

第二項又は第十四条第一項に改め、同項第五号中「第二十六条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

第五章中第四十一条を第五十六条とする。
第四十条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十一条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第三

一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原料としての化学物質の使用については第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。
第四十条を第五十五条とし、第三十九条の二を第五十四条とする。

第三十九条第一項第一号中「第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項を」「第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項に」「第十八条第二項を」「第三十条第二項に」「第三十二条第二項を」「第四十三条第二項に」「第三十三条第二項を」「第四十四条第二項に」に改め、同項第二号中「第十八条第二項を」「第三十条第二項に改め、同項第三号中「第三十条第二項に改め、同項第三号中「第三十二条を」「第三十四条に」「第二十七条第一項を」「第三十六条第一項に」「第二十九条を」「第三十八条に」「第三十条を」「第三十九条に」「第三十一条の三若しくは第三十二条第三項を」「第四十二条若しくは第四十三条第三項に」「第三十三条第三項を」「第四十四条第三

項」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号中「第十九条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第三十八条を第五十二条とし、第三十七条を第五十一条とする。
第三十六条第一項中「第二十一条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条」を「第三十三条」に改め、同条を第五十条とする。
第三十五条中「第六条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項」を「第十七条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十四条の二第二号中「第十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第四十八条とし、第三十四条を第四十七条とし、第三十三条の三を第四十六条とし、第三十三条の二を第四十五条とする。
第三十三条第一項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十四条とする。
第三十二条第一項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「第二十二条又は第二十九条」を「第三十四条又は第三十八条」に改め、同条を第四

十三条とする。
第三十一条の三中「第一種監視化学物質取扱事業者」を「優先評価化学物質取扱事業者、監視化学物質取扱事業者」に、「第一種監視化学物質又は」を「優先評価化学物質、監視化学物質又は」に改め、同条を第四十二条とする。
第三十一条の二第一項中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「第四条第四項(第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。の規定により公示された化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質」を「又は一般化学物質」に、「第四条第七項」を「第四条第五項」に、「第五条の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項」を「第十条第二項若しくは第十四条第一項」に改め、同項ただし書中「第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項」を「第十条第二項又は第十四条第一項」に改め、同条第二項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に、「第四条の二第九項」を「第五条第九項」に、「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第三項中「監視化学物質」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「第五条の四第一項、第二十四条第一項、第二十五条の三第一項」を「第十条第二項、第十四条第一項」に改め、同条第四項中「第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該

当する疑いがある」を「又は第四項各号のいずれかに該当する」に改め、同条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする。

第三十条中「第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(第三十一条の二において「監視化学物質」と総称する。)」を「優先評価化学物質、監視化学物質」に、「当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者」を「当該優先評価化学物質に係る優先評価化学物質取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質取扱事業者」に改め、同条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。

第五章を第七章とする。

第四章第三節中第二十八条を第三十七条とし、第二十七条を第三十六条とする。

第二十六条第四項中「第二十八条」を「第三十七条」に、「が生じる」を「を生ずる」に改め、同条第七項中「第十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第四章の章名、同章第一節及び第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第二十二条第三項第一号中「第七条」を「第十八条」に改め、同項第二号中「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項第三号中

「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第四号中「第十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 第二種特定化学物質に関する規制

第二十一条第一項第一号中「第八条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項第三号中「第十八条」を「第三十条」に改め、同項第四号中「第三十一条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第八条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十条第三項中「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第三十二条とし、第十九条を第三十一条とする。

第十八条第一項中「第九条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第二項中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第十七条の二を第二十九条とする。

第十七条第一項中「第九条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条を第二十八条とする。

第十六条第一項中「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第三項中「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十五条第三項中「第六条第三項」を「第十七

条第三項」に改め、同条を第二十六条とし、第十四条を第二十五条とし、第十三条を第二十四条とする。

第十二条第二項中「第八条」を「第十九条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十一条第三項中「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十条第一項中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項第一号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同条第四項中「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

第九条中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第八条中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第二十一条」を「第三十三条」に改め、同条を第十九条とし、第七条を第十八条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「製造の許可」を付する。

第五条の六中「第一種監視化学物質の」を「監視化学物質の」に、「第一種監視化学物質を」を「監視化学物質を」に、「第一種監視化学物質取扱事業者」を「監視化学物質取扱事業者」に、「第一種監視化学物質である」を「監視化学物質である」に改め、第三章第一節中同条を第十六条とする。

第五条の五(見出しを含む。)中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十

五条とする。

第五条の四の見出しを「監視化学物質に係る有害性の調査」に改め、同条第一項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に、「生ずる」を「生じる」に改め、同条第二項中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十四条とする。

第五条の三中「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条を第十三条とする。

「第一節 第一種監視化学物質に関する措置」を「第一節 監視化学物質に関する措置」に改める。

第三章を第五章とする。

第二章中第五条の二を第七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章 一般化学物質等に関する届出
(製造数量等の届出)

第八条 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。
二 一の一般化学物質につき、その者に係る当該一般化学物質の製造数量又は輸入数量(当該一般化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)

が政令で定める数量に満たないとき。

三 第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、第四条第四項(第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知に係る新規化学物質を製造し、又は輸入した者(当該通知を受けた者に限る。)及び前条第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入した者について準用する。

第四章 優先評価化学物質に関する措置
(製造数量等の届出)

第九条 優先評価化学物質(第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。)を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一 試験研究のため優先評価化学物質を製造

し、又は輸入したとき。

二 一の優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量(当該優先評価化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)が政令で定める数量に満たないとき。

2 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先評価化学物質につき、第二条第五項に規定する評価を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。次項において同じ。)に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第五項に規定する試験であつて厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものの試験成績を記載した資料の提出を求めることができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の優先評価化学物

質につき、前項の試験成績その他の当該優先評価化学物質に関して得られている知見からみて、第二条第三項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該優先評価化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該優先評価化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査(継続的に当該化学物質が摂取される場合における人の健康に及ぼす影響又は継続的に当該化学物質が摂取され、若しくはこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第四項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の關係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該試験又は当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

(優先評価化学物質の指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質(第二条第三項各号のいずれにも該当する場合に限る。)又は監視化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の資料の提出、同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、次のイからニまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ロ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定

化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ハ 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第三種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認めるに至つたとき。

二 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

(情報の提供)

第十二条 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者その他の業として優先評価化学物質を取り扱う者(以下「優先評価化学物質取扱事業者」という。)は、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが優先評価化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第五条中「から第六項まで」を削り、同条を第六条とする。

第四条の二第九項中「前条第七項及び第八項」を「前条第五項及び第六項」に、「第七項及び

第八項」を「第五項及び第六項」に、「から第八項まで」を「から第六項まで」に改め、「から第六項までの規定」を削り、「第四条の二第八項」を「第五条第八項」に改め、同条を第五条とする。

附則第四条を次のように改める。

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。以下この条において「改正法」という。)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項及び附則第五条の規定 公布の日

二 附則第八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 第二条並びに附則第三条(第三項を除く。)

及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(経過措置)

第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行の日においても、第一条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十七条第二項又は第二十七条第一項の政令の制定又は改正の立案のために、新法第四十一条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、一の報告対象物質(新法第三十一条の二第二項に規定する報告対象物質をいう。)が新法第二条第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めるに至つた場合における新法第三十一条の二第四項の規定による措置については、当該報告対象物質が環境において相当程度残留していると見込まれるかどうかを考慮して講ずるものとする。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示を受けている旧法第二条第五項に規定する第二種監視化学物質(次項において「第二種監視化学物質」という。)又は同条第六項に規定する第三種監視化学物質(次項において「第三種監視化学物質」という。)の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

る。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質について旧法第三十一条の二第二項又は第三項に規定する知見を得ている第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例による。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日においても、第二条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第五項の指定のために、新法第五十六条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二条第四項の規定により指定されている第一種監視化学物質は、新法第二条第四項の規定により指定された監視化学物質とみなす。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の二中「第三十三条第一項を「第四十四条第一項」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条の二 この法律の施行の日が化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第二百四十三条中「第三十三条の三」とあるのは「第四十六条」と、「第三十七条」とあるのは「第五十一条」とする。

審査報告書

公共サービス基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月十二日

総務委員長 内藤 正光

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公共サービス基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

公共サービス基本法案

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本的施策(第八条―第十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もつて国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

一 国(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。を含む。第十一条を除き、以下同じ。))又は地方公共団体(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。を含む。第十一条を除き、以下同じ。))の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供

二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為

(基本理念)

第三条 公共サービスの実施並びに公共サービス

に関する施策の策定及び実施(以下「公共サービスの実施等」という。))は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

一 安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること。

二 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。

三 公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

四 公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。

五 公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。))のつとめ、国民生活の安定と向上のために国が本来果たすべき役割を踏まえ、公共サービスに関する施策を策定し、及び実施するとともに、国に係る公共サービスを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情

に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

(公共サービスの実施に従事する者の責務)

第六条 公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有する。

(必要な措置)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化)

第八条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

(国民の意見の反映等)

第九条 国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するため、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の国民の意見を踏まえ、公共サービスの実施等について不断の見直しを行うものとする。

(公共サービスの実施に関する配慮)

第十条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施が公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ったものとなるよう、配慮するものとする。

(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年五月十二日

国土交通委員長 田村耕太郎

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住

の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができるとする制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、平成二十一年度一般会計予算(国土交通省所管)において、高齢者居住安定化緊急促進事業費補助として四十億円が計上されており、その一部が充てられる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、基本方針を厚生労働大臣と共同して策定することとした本法の趣旨にかんがみ、高齢者の住宅施策と福祉・介護施策等との効果的な連携を一層推進すること。また、地域における福祉・介護行政を直接担う市町村の意見が都道府県の高齢者居住安定確保計画に適切に反映されるよう、基本方針等において明確化を図るとともに、本法における市町村の位置付け・役割について今後検討を進め、所要の措置を講ずること。

二、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者にとって分かりやすく、使いやすい制度への改

善を図るとともに、高齢者の住まい・福祉・介護全般に係る情報提供システムや相談窓口の一層の整備に努めること。また、高齢者向け賃貸住宅や高齢者居宅生活支援施設の適切な運営が確保されるよう、行政による指導監督に万全を期すること。

三、年金生活世帯を始め、障がい者、要介護者、生活保護受給者など住宅の確保に特に配慮を要する高齢者については、福祉施策との連携等により、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなど、高齢者の状況に応じた住まいのセーフティネットが確実に提供されるよう努めること。

四、高齢者向け賃貸住宅の供給促進とともに、高齢者が必要とする福祉・介護施設の適切な供給の確保に十分留意すること。

五、賃貸住宅の供給の促進に当たっては、高齢者及び子育て世帯が適切な家賃負担で住み続けることができるよう、既存住宅のバリアフリー・耐震改修等によるストック活用を重点を置くとともに、家賃補助制度の充実について検討すること。

右決議する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第三条)」を

「第一章 総則(第一条・第二条) 第一章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保

計画(第三条・第三条の二)」に、「加齢対応構造等を有する住宅への改良を「住宅の加齢対応改良」に、「第九十四条」を「第九十五条」に改める。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び厚生労働大臣を加え、同条第二項中「高齢者のための住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して」を削り、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制(次条第二項第二号ホにおいて「高齢者居宅生活支援体制」という。)の確保に関する基本的な事項

六 次条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

第三条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「賃貸住宅」の下に「及び老人ホーム」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項

第三条第三項中「基本方針は」の下に「高齢者のための住宅及び老人ホーム並びに高齢者のための保健医療サービス及び福祉サービスの需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して定めるとともに」を加え、同条第四項中「国土交通大臣を」に改め、「及び厚生労働大臣」を削り、同条第五項中「国土交通大臣」の下に「及び厚生労働大臣」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(高齢者居住安定確保計画)

第三条の二 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

二 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する老人デ

イ サービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業(以下「高齢者居宅生活支援事業」という。)の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ 二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に關し必要な事項

3 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による次に掲げる事業の実施が必要と認められる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができる。

一 第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理に関する事業

二 住宅の改良(改良後の住宅が加齢対応構造等(加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。)であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとする)とを主たる目的とするものに限る。以下「住宅の加齢対応改良」という。)に関する事業

4 都道府県は、高齢者居住安定確保計画に公社による前項各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項につい

て、あらかじめ、当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。次項において同じ。)に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。

第二章の次に次の章名を付する。

第一章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

第四条中「受ける」を「申請する」に改める。第五条中「登録を受けようとする者は」を「規定

により登録を申請するときは、国土交通省令で定めるところにより「に改め、同条第五号中」又は設備（加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造又は設備で国土交通省令で定めるものを「及び設備（国土交通省令で定める加齢対応構造等であるものに、「構造又は設備の内容」を「加齢対応構造等であるもの」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項

第六条を次のように改める。

（登録の基準等）

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請に係る賃貸住宅が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

二 賃貸住宅の構造及び設備が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

四 その他基本方針（賃貸住宅が高齢者居住安

定確保計画が定められている都道府県の区域内にある場合にあつては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第十二条において同じ。）に照らして適切なものであること。

2 前項の登録は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

第七条第一項中「登録の申請者」を「第四条の規定による登録の申請をした者」に改め、同条第二項中「登録の申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第八条第一項中「第四条の規定による」を「第六条第一項の」に改め、「（以下登録住宅という。）」を削り、同条第二項中「規定による申請があつた場合」を「変更の登録について」に改める。

第十条中「登録住宅の」を「第六条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の」に、「拒み、又は賃貸の条件を著しく不当なものとしては」を「拒んでは」に改める。

第十二条の見出しを「報告の徴収等」に改め、同条中「基本方針を勘案して、」を「当該登録住宅の管理の状況について報告を求め、又は」に改め、「関し」の下に、「基本方針を勘案して、」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第十三条の見出しを「指示」に改め、同条第一項中「に虚偽の事実があつたときは、」を「が事実と異なるときは、その」に、「当該を、当該」に改め、同条第二項中「対し」の下に、「同項の規定による」を、「申請」の下に「をすべきこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、登録住宅が第六条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録住宅の賃貸人に対し、その登録住宅を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十四条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録住宅の賃貸人に通知しなければならない。

第三十条第一項中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「しようにする」を「行おうとする」に改め、同条第二項第三号中「加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備（以下「を削り、「（という。）の内容」を「であるもの」に改め、同項第八号中「受けた」を「受けて管理を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者は、自ら又は高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設（以下「高齢者居宅生活支援施設」という。）の整備（既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを含む。）及び管理を行おうとする

者（当該高齢者居宅生活支援施設を賃借して高齢者居宅生活支援事業を行おうとする者を含む。次項において同じ。）と共同して、当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとするときは、供給計画に、次に掲げる事項を記載することができ。

一 高齢者居宅生活支援施設の位置

二 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備（加齢対応構造等であるものを含む。）

三 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画

四 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間

五 高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合にあつては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者の氏名又は名称及び住所

六 前二号に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法

七 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項

八 その他国土交通省令で定める事項

4 前項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した供給計画の第一項の規定による認定の申請については、同項の賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者が高齢者居宅生活支援施設の

整備及び管理を行おうとする者と共同して当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとする場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

第三十一条中「認定(以下「計画の認定」という。)」を「規定による認定」に、「計画の」を、「その」に改め、同条第二号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加え、同条第六号中「この号」の下に「及び第三十五条の二」を加え、同条第九号中「受けた」を「受けて管理を行う」に、「者で」を「ものとして」に、「もの」を「者」に改め、同条第十一号中「基本方針」の下に「(供給計画が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内の賃貸住宅に関するものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第三十四条において同じ。)」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 前条第三項各号に掲げる事項が記載された供給計画にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。

ハ 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間が、第五号の国土交通省令で定める期間以上であること。

二 高齢者居宅生活支援施設を高齢者居宅生活支援事業を行う者に賃貸する場合にあっては、その賃貸人(当該高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者)が、高齢者居宅生活支援施設の管理に必要な資金及び信用並びにこれを的確に行うために必要なその他の能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ ハ及び二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ヘ 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項が、当該高齢者の居住の安定の確保を図る上で適切なものであること。

第三十二条中「計画」を、「前条」に、「を計画の」を「当該」に改め、「(以下「認定事業者」という。)」を削る。

第三十三条第一項中「認定事業者は、当該計画の」を「第三十一条の認定を受けた者は、当該に改め、(以下「認定計画」という。)」を削り、同条第二項中「場合」を「変更の認定」に改める。

第三十四条中「認定事業者」を「第三十一条の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)」を受けた者(以下「認定事業者」という。)」に、「認定計画(前条第一項の規定による変更の認定を当該計画の認定を受けた供給計画(変更)に、「同じ」を「認定計画」という)に改め、「定められたの下に」その「を、(いう。)」の下に「(当該認定計画が第三十条第三項各号に掲げる事項が記載されたものである場合にあっては、高齢者向け優良賃貸住宅及び当該認定計画に基づき整備が行われる又は行われた高齢者居宅生活支援施設(認定計画に定められたその管理の期間が経過したものを除く。以下「認定支援施設」という。)」第三十七条から第三十九条までにおいて同じ。)」を加える。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う者に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸)

第三十五条の二 認定事業者は、第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された認定計画に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅(以下この条において「支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅」という。))の一部について、当該認定計画に基づき整備が行われた認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業(当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行うものに限る。))を行う社会福祉法人等(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める者で

あって老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業を行うものをいう。以下この条において同じ。))から高齢者のための住宅として賃借したい旨の申出があったときは、都道府県知事の承認を受けて、当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に賃貸することができ。ただし、当該認定計画に第三十条第三項第七号に掲げる事項として当該認定計画に基づき整備が行われる賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等が高齢者のための住宅として賃貸する旨が定められている場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

(委託により公社の行う高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備等の業務)

第三十五条の三 第三条の二第三項の規定により高齢者居住安定確保計画に公社による同項第一号に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十五条の三第一項に規定する業務」とする。

認定又は認可の申請であつて、この法律の施行の際、認定又は認可をするかどうかの処分がさ

れていないものについての認定又は認可の処分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第三十条第一項」を「第三十一条」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第十条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第七十七条に規定する改良」を「第三条の二第三項第二号に規定する住宅の加齢対応改良」に改める。

両院協議会報告書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)右については、両院協議会の成案を得なかった。よつて報告する。

平成二十一年五月十三日

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

参議院議長 江田 五月殿
参議院協議委員長 浅尾慶一郎

投票者氏名

日程第一 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一〇五名

愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
有村 治子君 石井 準一君
石井みどり君 泉 信也君
磯崎 陽輔君 岩城 光英君
岩永 浩美君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君

加治屋義人君

加納 時男君

脇 雅史君

荒木 清寛君

神取 忍君

川口 順子君

魚住裕一郎君

浮島とも子君

河合 常則君

木村 仁君

加藤 修一君

風間 昶君

岸 宏一君

岸 信夫君

草川 昭三君

木庭健太郎君

北川イツセイ君

小池 正勝君

澤 雄二君

白浜 一良君

小泉 昭男君

佐藤 昭昭君

谷合 正明君

西田 実仁君

佐藤 信秋君

佐藤 正久君

浜田 昌良君

浜四津敏子君

坂本由紀子君

椎名 一保君

弘友 和夫君

松 あきら君

島尻安伊子君

末松 信介君

山口那津男君

山下 栄一君

鈴木 政二君

世耕 弘成君

山本 香苗君

山本 博司君

関口 昌一君

田村耕太郎君

渡辺 孝男君

鰐淵 洋子君

伊達 忠一君

谷川 秀善君

荒井 広幸君

大江 康弘君

塚田 一郎君

鶴保 庸介君

松下 新平君

渡辺 秀央君

中川 雅治君

中川 義雄君

山東 昭子君

二之湯 智君

西島 英利君

足立 信也君

相原久美子君

西田 昌司君

野村 哲郎君

青木 愛君

浅尾慶一郎君

南野知恵子君

長谷川大紋君

家西 悟君

池口 修次君

橋本 聖子君

林 芳正君

石井 一君

一川 保夫君

藤井 孝男君

古川 俊治君

犬塚 直史君

岩本 司君

牧野たかお君

舩添 要一君

植松恵美子君

梅村 聡君

松田 岩夫君

松村 祥史君

小川 勝也君

小川 敏夫君

松村 龍二君

松山 政司君

尾立 源幸君

大石 尚子君

丸川 珠代君

丸山 和也君

大石 正光君

大河原雅子君

水落 敏栄君

溝手 顕正君

大久保 勉君

大久保潔重君

森 まさこ君

矢野 哲朗君

大島九州男君

大塚 耕平君

山内 俊夫君

山崎 正昭君

岡崎トミ子君

加賀谷 健君

山田 俊男君

山谷えり子君

加藤 敏幸君

風間 直樹君

山本 一太君

山本 順三君

金子 恵美君

神本美恵子君

吉田 博美君

吉村剛太郎君

亀井亜紀子君

亀井 郁夫君

義家 弘介君

若林 正俊君

若林 正俊君

若林 正俊君

川合 孝典君	川上 義博君	藤原 良信君	舟山 康江君	植松惠美子君	梅村 聡君	中谷 智司君	中村 哲治君
川崎 稔君	木俣 佳丈君	前川 清成君	前田 武志君	小川 勝也君	小川 敏夫君	長浜 博行君	西岡 武夫君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	尾立 源幸君	大石 尚子君	羽田雄一郎君	長谷川憲正君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	松井 孝治君	松浦 大悟君	大石 正光君	大河原雅子君	白 眞勲君	林 久美子君
小林 正夫君	行田 邦子君	松岡 徹君	松野 信夫君	大久保 勉君	大久保潔重君	姫井由美子君	平田 健二君
奥石 東君	今野 東君	円より子君	水戸 将史君	大島九州男君	大塚 耕平君	平野 達男君	平山 幸司君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	廣田 一君	廣中和歌子君
櫻井 充君	自見庄三郎君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	福山 哲郎君	廣末 健三君
芝 博一君	島田智哉子君	森田 高君	策瀬 進君	金子 恵美君	神本美恵子君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
下田 敦子君	主濱 了君	柳澤 光美君	柳田 稔君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	藤本 祐司君	藤原 正司君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	山下八洲夫君	山根 隆治君	川合 孝典君	川上 義博君	藤原 良信君	舟山 康江君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	川崎 稔君	木俣 佳丈君	前田 武志君	長谷川憲正君
田名部匡省君	高嶋 良充君	米長 晴信君	蓮 舩君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	増子 輝彦君	林 久美子君
高橋 千秋君	武内 則男君	井上 哲士君	市田 忠義君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	松浦 大悟君	平田 健二君
谷 博之君	谷岡 郁子君	紙 智子君	小池 晃君	小林 正夫君	行田 邦子君	松岡 徹君	廣中和歌子君
千葉 景子君	ソルチン マルティ君	大門実紀史君	仁比 聡平君	奥石 東君	今野 東君	松野 信夫君	廣末 健三君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 芳生君	近藤 正道君	櫻井 充君	佐藤 泰介君	水戸 将史君	廣末 健三君
外山 斎君	徳永 久志君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	芝 博一君	自見庄三郎君	松野 信夫君	廣末 健三君
轟木 利治君	富岡由紀夫君	又市 征治君	山内 徳信君	下田 敦子君	島田智哉子君	松野 信夫君	廣末 健三君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	糸数 慶子君	川田 龍平君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	松野 信夫君	廣末 健三君
内藤 正光君	直嶋 正行君	田中 直紀君		鈴木 陽悦君	田中 康夫君	松野 信夫君	廣末 健三君
中谷 智司君	中村 哲治君			田名部匡省君	高嶋 良充君	松野 信夫君	廣末 健三君
長浜 博行君	西岡 武夫君			高橋 千秋君	武内 則男君	松野 信夫君	廣末 健三君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君			谷 博之君	谷岡 郁子君	松野 信夫君	廣末 健三君
白 眞勲君	林 久美子君			谷 博之君	谷岡 郁子君	松野 信夫君	廣末 健三君
姫井由美子君	平田 健二君			千葉 景子君	ソルチン マルティ君	松野 信夫君	廣末 健三君
平野 達男君	平山 幸司君			津田弥太郎君	辻 泰弘君	松野 信夫君	廣末 健三君
廣田 一君	廣中和歌子君			外山 斎君	徳永 久志君	松野 信夫君	廣末 健三君
福山 哲郎君	藤末 健三君			轟木 利治君	富岡由紀夫君	松野 信夫君	廣末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君			友近 聡朗君	那谷屋正義君	松野 信夫君	廣末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君			内藤 正光君	直嶋 正行君	松野 信夫君	廣末 健三君

平成二十一年五月十三日

参議院會議録第二十三号

投票者氏名

加納 時男君	神取 忍君	脇 雅史君	荒木 清寛君	植松恵美子君	梅村 聡君	中谷 智司君	中村 哲治君
川口 順子君	河合 常則君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	長浜 博行君	西岡 武夫君
木村 仁君	岸 宏一君	加藤 修一君	風間 昶君	尾立 源幸君	大石 尚子君	羽田雄一郎君	長谷川憲正君
岸 信夫君	北川イツセイ君	草川 昭三君	木庭健太郎君	大石 正光君	大河原雅子君	白 眞勲君	林 久美子君
小池 正勝君	小泉 昭男君	澤 雄二君	白浜 一良君	大久保 勉君	大久保潔重君	姫井由美子君	平田 健二君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	谷合 正明君	西田 実仁君	大島九州男君	大塚 耕平君	平野 達男君	平山 幸司君
佐藤 正久君	坂本由紀子君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	広田 一君	広中和歌子君
椎名 一保君	島尻安伊子君	弘友 和夫君	松 あきら君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	福田 哲郎君	藤末 健三君
末松 信介君	鈴木 政二君	山口那津男君	山下 栄一君	金子 恵美君	神本美恵子君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
世耕 弘成君	関口 昌一君	山本 香苗君	山本 博司君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	藤本 祐司君	藤原 正司君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	川合 孝典君	川上 義博君	藤原 良信君	舟山 康江君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	川崎 稔君	木俣 佳丈君	前田 武志君	牧山ひろえ君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	紙 智子君	小池 晃君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	増子 輝彦君	松井 孝治君
中川 義雄君	中曾根弘文君	大門美紀史君	仁比 聡平君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	松浦 大悟君	松岡 徹君
中村 博彦君	中山 恭子君	山下 芳生君	近藤 正道君	小林 正夫君	行田 邦子君	松野 信夫君	円 より子君
二之湯 智君	西島 英利君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	輿石 東君	今野 東君	水戸 将史君	水岡 俊一君
西田 昌司君	野村 哲郎君	又市 征治君	山内 徳信君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君
南野知恵子君	長谷川大紋君	荒井 広幸君	大江 康弘君	櫻井 充君	自見庄三郎君	森 ゆうこ君	森田 高君
橋本 聖子君	林 芳正君	松下 新平君	渡辺 秀央君	芝 博一君	島田智哉子君	築瀬 進君	柳田 稔君
藤井 孝男君	古川 俊治君	糸数 慶子君	川田 龍平君	下田 敦子君	主濱 了君	山根 隆治君	山下八洲夫君
牧野たかお君	舩添 要一君	山東 昭子君	田中 直紀君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	吉川 沙織君	横峯 良郎君
松田 岩夫君	松村 祥史君			鈴木 陽悦君	田中 康夫君	蓮 舩君	米長 晴信君
松村 龍二君	松山 政司君			田名部匡省君	高嶋 良充君	青木 幹雄君	愛知 治郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君			高橋 千秋君	武内 則男君	浅野 勝人君	秋元 司君
水落 敏栄君	溝手 顕正君			谷 博之君	谷岡 郁子君	石井 準一君	有村 治子君
森 まさこ君	矢野 哲朗君			千葉 景子君	ツルン マルティ君	泉 信也君	石井みどり君
山内 俊夫君	山崎 正昭君			津田弥太郎君	辻 泰弘君	岩城 光英君	磯崎 陽輔君
山田 俊男君	山谷えり子君			外山 斎君	徳永 久志君	衛藤 晟一君	岩永 浩美君
山本 一太君	山本 順三君			轟木 利治君	富岡由紀夫君	岡田 直樹君	尾辻 秀久君
吉田 博美君	吉村剛太郎君			友近 聡朗君	那谷屋正義君	荻原 健司君	岡田 広君
義家 弘介君	若林 正俊君			内藤 正光君	直嶋 正行君		加治屋義人君

反対者氏名	賛成者氏名
脇 雅史君	足立 信也君
魚住裕一郎君	青木 愛君
加藤 修一君	家西 悟君
草川 昭三君	石井 一君
澤 雄二君	犬塚 直史君
谷合 正明君	
浜田 昌良君	
弘友 和夫君	
山口那津男君	
山本 香苗君	
渡辺 孝男君	
井上 哲士君	
紙 智子君	
大門美紀史君	
山下 芳生君	
福島みずほ君	
又市 征治君	
荒井 広幸君	
松下 新平君	
糸数 慶子君	
山東 昭子君	
荒木 清寛君	
浮島とも子君	
風間 昶君	
木庭健太郎君	
白浜 一良君	
西田 実仁君	
浜四津敏子君	
松 あきら君	
山下 栄一君	
山本 博司君	
鰐淵 洋子君	
市田 忠義君	
小池 晃君	
仁比 聡平君	
近藤 正道君	
淵上 貞雄君	
山内 徳信君	
大江 康弘君	
渡辺 秀央君	
川田 龍平君	
田中 直紀君	
植松恵美子君	
小川 勝也君	
尾立 源幸君	
大石 正光君	
大久保 勉君	
大島九州男君	
岡崎トミ子君	
加藤 敏幸君	
金子 恵美君	
亀井亜紀子君	
川合 孝典君	
川崎 稔君	
喜納 昌吉君	
工藤堅太郎君	
小林 正夫君	
輿石 東君	
佐藤 公治君	
櫻井 充君	
芝 博一君	
下田 敦子君	
榛葉賀津也君	
鈴木 陽悦君	
田名部匡省君	
高橋 千秋君	
谷 博之君	
千葉 景子君	
津田弥太郎君	
外山 斎君	
轟木 利治君	
友近 聡朗君	
内藤 正光君	
梅村 聡君	
小川 敏夫君	
大石 尚子君	
大河原雅子君	
大久保潔重君	
大塚 耕平君	
加賀谷 健君	
風間 直樹君	
神本美恵子君	
亀井 郁夫君	
川上 義博君	
木俣 佳丈君	
北澤 俊美君	
郡司 彰君	
行田 邦子君	
今野 東君	
佐藤 泰介君	
自見庄三郎君	
島田智哉子君	
主濱 了君	
鈴木 寛君	
田中 康夫君	
高嶋 良充君	
武内 則男君	
谷岡 郁子君	
ツルン マルティ君	
辻 泰弘君	
徳永 久志君	
富岡由紀夫君	
那谷屋正義君	
直嶋 正行君	
中谷 智司君	
長浜 博行君	
羽田雄一郎君	
白 眞勲君	
姫井由美子君	
平野 達男君	
広田 一君	
福田 哲郎君	
藤田 幸久君	
藤本 祐司君	
藤原 良信君	
前田 武志君	
増子 輝彦君	
松浦 大悟君	
松野 信夫君	
水戸 将史君	
峰崎 直樹君	
森 ゆうこ君	
築瀬 進君	
柳田 稔君	
山根 隆治君	
吉川 沙織君	
蓮 舩君	
青木 幹雄君	
浅野 勝人君	
石井 準一君	
泉 信也君	
岩城 光英君	
衛藤 晟一君	
岡田 直樹君	
荻原 健司君	
中村 哲治君	
西岡 武夫君	
長谷川憲正君	
林 久美子君	
平田 健二君	
平山 幸司君	
広中和歌子君	
藤末 健三君	
藤谷 光信君	
藤原 正司君	
舟山 康江君	
牧山ひろえ君	
松井 孝治君	
松岡 徹君	
円 より子君	
水岡 俊一君	
室井 邦彦君	
森田 高君	
柳澤 光美君	
山下八洲夫君	
横峯 良郎君	
米長 晴信君	
愛知 治郎君	
秋元 司君	
有村 治子君	
石井みどり君	
磯崎 陽輔君	
岩永 浩美君	
尾辻 秀久君	
岡田 広君	
加治屋義人君	

反対者氏名	賛成者氏名
脇 雅史君	足立 信也君
魚住裕一郎君	青木 愛君
加藤 修一君	家西 悟君
草川 昭三君	石井 一君
澤 雄二君	犬塚 直史君
谷合 正明君	
浜田 昌良君	
弘友 和夫君	
山口那津男君	
山本 香苗君	
渡辺 孝男君	
井上 哲士君	
紙 智子君	
大門美紀史君	
山下 芳生君	
福島みずほ君	
又市 征治君	
荒井 広幸君	
松下 新平君	
糸数 慶子君	
山東 昭子君	
荒木 清寛君	
浮島とも子君	
風間 昶君	
木庭健太郎君	
白浜 一良君	
西田 実仁君	
浜四津敏子君	
松 あきら君	
山下 栄一君	
山本 博司君	
鰐淵 洋子君	
市田 忠義君	
小池 晃君	
仁比 聡平君	
近藤 正道君	
淵上 貞雄君	
山内 徳信君	
大江 康弘君	
渡辺 秀央君	
川田 龍平君	
田中 直紀君	
植松恵美子君	
小川 勝也君	
尾立 源幸君	
大石 正光君	
大久保 勉君	
大島九州男君	
岡崎トミ子君	
加藤 敏幸君	
金子 恵美君	
亀井亜紀子君	
川合 孝典君	
川崎 稔君	
喜納 昌吉君	
工藤堅太郎君	
小林 正夫君	
輿石 東君	
佐藤 公治君	
櫻井 充君	
芝 博一君	
下田 敦子君	
榛葉賀津也君	
鈴木 陽悦君	
田名部匡省君	
高橋 千秋君	
谷 博之君	
千葉 景子君	
津田弥太郎君	
外山 斎君	
轟木 利治君	
友近 聡朗君	
内藤 正光君	
梅村 聡君	
小川 敏夫君	
大石 尚子君	
大河原雅子君	
大久保潔重君	
大塚 耕平君	
加賀谷 健君	
風間 直樹君	
神本美恵子君	
亀井 郁夫君	
川上 義博君	
木俣 佳丈君	
北澤 俊美君	
郡司 彰君	
行田 邦子君	
今野 東君	
佐藤 泰介君	
自見庄三郎君	
島田智哉子君	
主濱 了君	
鈴木 寛君	
田中 康夫君	
高嶋 良充君	
武内 則男君	
谷岡 郁子君	
ツルン マルティ君	
辻 泰弘君	
徳永 久志君	
富岡由紀夫君	
那谷屋正義君	
直嶋 正行君	
中谷 智司君	
長浜 博行君	
羽田雄一郎君	
白 眞勲君	
姫井由美子君	
平野 達男君	
広田 一君	
福田 哲郎君	
藤田 幸久君	
藤本 祐司君	
藤原 良信君	
前田 武志君	
増子 輝彦君	
松浦 大悟君	
松野 信夫君	
水戸 将史君	
峰崎 直樹君	
森 ゆうこ君	
築瀬 進君	
柳田 稔君	
山根 隆治君	
吉川 沙織君	
蓮 舩君	
青木 幹雄君	
浅野 勝人君	
石井 準一君	
泉 信也君	
岩城 光英君	
衛藤 晟一君	
岡田 直樹君	
荻原 健司君	
中村 哲治君	
西岡 武夫君	
長谷川憲正君	
林 久美子君	
平田 健二君	
平山 幸司君	
広中和歌子君	
藤末 健三君	
藤谷 光信君	
藤原 正司君	
舟山 康江君	
牧山ひろえ君	
松井 孝治君	
松岡 徹君	
円 より子君	
水岡 俊一君	
室井 邦彦君	
森田 高君	
柳澤 光美君	
山下八洲夫君	
横峯 良郎君	
米長 晴信君	
愛知 治郎君	
秋元 司君	
有村 治子君	
石井みどり君	
磯崎 陽輔君	
岩永 浩美君	
尾辻 秀久君	
岡田 広君	
加治屋義人君	

反対者氏名	賛成者氏名
脇 雅史君	足立 信也君
魚住裕一郎君	青木 愛君
加藤 修一君	家西 悟君
草川 昭三君	石井 一君
澤 雄二君	犬塚 直史君
谷合 正明君	
浜田 昌良君	
弘友 和夫君	
山口那津男君	
山本 香苗君	
渡辺 孝男君	
井上 哲士君	
紙 智子君	
大門美紀史君	
山下 芳生君	
福島みずほ君	
又市 征治君	
荒井 広幸君	
松下 新平君	
糸数 慶子君	
山東 昭子君	
荒木 清寛君	
浮島とも子君	
風間 昶君	
木庭健太郎君	
白浜 一良君	
西田 実仁君	
浜四津敏子君	
松 あきら君	
山下 栄一君	
山本 博司君	
鰐淵 洋子君	
市田 忠義君	
小池 晃君	
仁比 聡平君	
近藤 正道君	
淵上 貞雄君	
山内 徳信君	
大江 康弘君	
渡辺 秀央君	
川田 龍平君	
田中 直紀君	
植松恵美子君	
小川 勝也君	
尾立 源幸君	

加納 時男君	神取 忍君	義家 弘介君	若林 正俊君	家西 悟君	池口 修次君	外山 斎君	徳永 久志君
川口 順子君	河合 常則君	脇 雅史君	荒木 清寛君	石井 一君	一川 保夫君	森木 利治君	富岡由紀夫君
木村 仁君	岸 宏一君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	犬塚 直史君	岩本 司君	友近 聡朗君	那谷屋正義君
岸 信夫君	北川イツセイ君	加藤 修一君	風間 昶君	植松恵美子君	梅村 聡君	内藤 正光君	直嶋 正行君
小池 正勝君	小泉 昭男君	草川 昭三君	木庭健太郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君	中谷 智司君	中村 哲治君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	澤 雄二君	白浜 一良君	尾立 源幸君	大石 尚子君	長浜 博行君	西岡 武夫君
佐藤 正久君	坂本由紀子君	谷合 正明君	西田 実仁君	大石 正光君	大河原雅子君	羽田雄一郎君	長谷川憲正君
椎名 一保君	島尻安伊子君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	大久保 勉君	大久保潔重君	白 眞敷君	林 久美子君
末松 信介君	鈴木 政二君	弘友 和夫君	松 あきら君	大島九州男君	大塚 耕平君	姫井由美子君	平田 健二君
世耕 弘成君	関口 昌一君	山口那津男君	山下 栄一君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	平野 達男君	平山 幸司君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	山本 香苗君	山本 博司君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	広田 一君	広中和歌子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	金子 恵美君	神本美恵子君	福山 哲郎君	藤末 健三君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	井上 哲士君	市田 忠義君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
中川 義雄君	中曾根弘文君	紙 智子君	小池 晃君	川合 孝典君	川上 義博君	藤本 祐司君	藤原 正司君
中村 博彦君	中山 恭子君	大門実紀史君	仁比 聡平君	川崎 稔君	木俣 佳文君	藤原 良信君	舟山 康江君
二之湯 智君	西島 英利君	山下 芳生君	近藤 正道君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	前田 武志君	牧山ひろえ君
西田 昌司君	野村 哲郎君	福島みずほ君	瀧上 貞雄君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	増子 輝彦君	松井 孝治君
南野知恵子君	長谷川大紋君	又市 征治君	山内 徳信君	小林 正夫君	行田 邦子君	松浦 大悟君	松岡 徹君
橋本 聖子君	林 芳正君	荒井 広幸君	大江 康弘君	輿石 東君	今野 東君	松野 信夫君	円 より子君
藤井 孝男君	古川 俊治君	松下 新平君	渡辺 秀央君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君	水戸 将史君	水岡 俊一君
牧野たかお君	舩添 要一君	糸数 慶子君	川田 龍平君	櫻井 充君	自見庄三郎君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君
松田 岩夫君	松村 祥史君	山東 昭子君	田中 直紀君	芝 博一君	島田智哉子君	森 ゆうこ君	森田 高君
松村 龍二君	松山 政司君			下田 敦子君	主濱 了君	築瀬 進君	柳澤 光美君
丸川 珠代君	丸山 和也君			榎葉賀津也君	鈴木 寛君	柳田 稔君	山下八洲夫君
水落 敏栄君	溝手 顕正君			鈴木 陽悦君	田中 康夫君	山根 隆治君	横峯 良郎君
森 まさこ君	矢野 哲朗君			田名部匡省君	高嶋 良充君	吉川 沙織君	米長 晴信君
山内 俊夫君	山崎 正昭君			高橋 千秋君	武内 則男君	蓮 舫君	愛知 治郎君
山田 俊男君	山谷えり子君			谷 博之君	谷岡 郁子君	青木 幹雄君	秋元 司君
山本 一太君	山本 順三君			千葉 景子君	谷 博之君	浅野 勝人君	有村 治子君
吉田 博美君	吉村剛太郎君			津田弥太郎君	辻 泰弘君	石井 準一君	石井みどり君

反対者氏名

日程第四 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君

青木 愛君

相原久美子君

浅尾慶一郎君

二三八名

○名

泉 信也君	磯崎 陽輔君
岩城 光英君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イツセイ君
小池 正勝君	小泉 昭男君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中曾根弘文君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	長谷川大紋君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 孝男君	古川 俊治君
牧野たかお君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君

反対者氏名

森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	渡辺 秀央君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

○名

国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十七日

大久保 勉

参議院議長 江田 五月殿

国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問主意書

国土交通省の公用車運行業務に関して、本年二月二十三日に広島労働局が広島国道事務所に対し、また三月三十日には福岡労働局が遠賀川河川事務所及び同事務所管内の三出張所に対し、労働者派遣法に違反している疑いでは是正指導を行った(以下、「広島・福岡案件」という)。広島国道事務所、遠賀川河川事務所及び同事務所管内の三出張所は、公用車の運行に関して民間会社と請負契約を結んでいたが、国土交通省職員が民間会社に対して、業務執行に関する指示などを直接行っていたという、いわゆる偽装請負の疑いがあつたためである。

広島・福岡案件について、派遣法の適正な運用という観点のみからは、評価できよう。しかし、問題の本質的な解決に資するかという観点からは、大いに疑問が残るところである。是正指導を受けた国土交通省は、適切な請負にしていく旨を表明しているが、突発的な出来事に対して機動的な対応が求められる公用車運行業務の現実に即し

た策であるとは考えにくい。そもそも、公用車運行業務が請負契約、ひいては外部との契約になじむかという根本的な検討が必要であり、それなしでは是正指導も画餅に帰す可能性が高い。

また、国土交通省の公用車運行業務に関しては、極めて高い落札率など、独占禁止法違反の談合が行われた疑いで、昨年に公正取引委員会の調査を受けている。その後、契約形態の見直し等に伴い、今年度では一見して談合が疑われる状態は解消された。しかし、前年度の契約終了に伴い、多数の車両管理員が事実上解雇されるという、看過できない状況も発生している。そのなかに、広島・福岡案件において労働者派遣法違反の状態を告発した車両管理員が含まれることは、いっそう重要である。契約終了を奇貨として、申告した車両管理員を解雇することで、報復の意図を隠べいしかねないからである。

労働者派遣法違反の状況は、もとより許容できない。また、広島・福岡案件で言えば、労働者派遣法違反の状態が解消されることにより、国土交通省及び国土交通省と契約していた会社がある程度の不利益を被ることはやむをえないであろう。しかし、そのことで会社の意思決定に携わってこなかった車両管理員に不利益が及んだり、国土交通省の本来業務に支障が発生したりすることは、避けなければならないと考える。とりわけ、違法状態の是正に向けて当局へ申告を行った車両管理員が、直接、間接を問わずそのことを理由にして、もしくは名目は別の理由であるが申告を行ったことが真の理由の一つであると疑わされる状況で、解雇を含む不利益を被ることは、違法状態の

解消を目的とした申告を結果として萎縮させる効果があることから、本事案を超えて労働者派遣法全体の観点からも許容されるものではない。すなわち、労働者派遣法違反の是正指導においては、是正指導そのものと並び、事後における処置も重要であると考ええる。

右記の理由により、以下の質問をする。

一 政府が、労働者派遣法違反を取り締まる立場にあることは論をまたない。その政府の一員である国土交通省が、労働者派遣法違反で是正指導を受けたことは、民間会社に対する是正指導よりもその責任は重いと考えるが、政府の見解を示されたい。あわせて、広島・福岡案件に関して、国土交通省においてどのような処分が行われたかについても明らかにされたい。

二 平成十八年九月四日に厚生労働省労働基準局長及び同省職業安定局長から各都道府県労働局長宛に出された「偽装請負の解消に向けた当面の取組について」(基発第〇九〇四〇一〇一号及び職発第〇九〇四〇一〇一号)では、「偽装請負の効果的、効率的な是正、解消を図るため、一の偽装請負を把握した場合の指導においては、当該偽装請負に係る請負事業主、発注者等に対し、全事業所を対象として自ら点検を行うよう求めるものとする」とある。この通知の内容は現在でも有効か、明らかにされたい。

三 前項で有効であると回答する場合、広島・福岡案件が発生したのであるから、国土交通省本省及び全地方部局に対して自ら点検を行うよう求めるのが適当と考えるが、それを求めたかどうか明らかにされたい。なお、求めたと回答する場合は、求めた文書等の標題、発信期日及び

回答期限を明らかにしたうえで、どのような点検を求めたかについて、その内容も明らかにされたい。さらに、国土交通省自らの点検に対して、経過報告の要求や最終報告の審査等、厚生労働省の今後の対応についても、あわせて明らかにされたい。

四 「一の偽装請負を把握した場合の偽装請負に係る請負事業主、発注者等」に対し、全事業所を対象として、各都道府県労働局が一斉に立入検査及び是正指導を行うことは可能か、明らかにされたい。なお、現在のところ可能でない場合、法令もしくは各都道府県労働局長宛通知等で可能にすることを検討しているか、明らかにされたい。

五 過去三年間において、いわゆる偽装請負に対する立入検査及び是正指導は何件行われたか、明らかにされたい。また、そのうち労働者からの申告によるものは何件か、あわせて明らかにされたい。

六 前項における労働者からの申告による立入検査もしくは是正指導が行われた場合の、申告した労働者の労働条件の変化等の追跡調査は行っているか、明らかにされたい。なお、行っているとするれば、その調査の概要もあわせて明らかにされたい。なお、広島・福岡案件に関して追跡調査を行っているとするれば、その調査の結果について詳細を明らかにされたい。

七 広島・福岡案件に関する対策として、請負契約を厳守して偽装請負の状態にならないよう努める旨を国土交通省は表明している。しかし、このような対策では、国道における陥没状態を発見したにも関わらず停車して検分することが

出来なくなる等、不具合を放置せざるを得ない状況も想起される。違法状態の解消は当然ながら重要ではあるが、国土交通省の本来業務に支障が出る可能性が予測されるわけであるから、車両管理員を国家公務員として雇用する等、請負契約の遵守という形式上の対策とは別の方法をとるべきとの意見もあるが、政府の見解を示されたい。なお、昭和五十八年の閣議決定等を理由として右記の意見を採用することが出来ない」と回答する場合は、その回答は請負契約の遵守によつて国土交通省の本来業務に支障が出る可能性を全く想定していないことと同義であるとの反論が寄せられようが、この反論に対する政府の見解もあわせて示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大久保勉君提出国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問に対する答弁書
一について

政府としては、行政機関である御指摘の両事務所の車両管理業務(車両の運行、点検整備、燃料の補給その他の車両に関する管理業務をいう。以下同じ。)が労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。)に違反するとされた事実を重く受け止めており、既に、国土交通省において、法を遵守し、車両管理業務の適正な実施を図るよう、同省の地方支分部局等に対する指導徹底を図ったところである。

また、本件に関して、現時点において、国土交通省の職員に対する処分は行っていない。

二について
御指摘の通知は現在でも有効である。

三について
法第四十九条の二第三項は、派遣先(法第三十一条に規定する派遣先をいう。)が法第四十八条第一項に規定する指導助言に従わなかったために法第四十九条の二第二項に規定する勧告を受けたにもかかわらず、なお当該勧告に従わなかった場合に、初めてその旨を公表することができると規定している。このような規定の趣旨を踏まえると、現時点において指導助言を行つたか否かを明らかにすることは当該公表と同様の効果を持つおそれがあることから、厚生労働省としては、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

四について
立入検査を行うことができるかは事業所単位で判断されるものであることから、事業所の全部に法違反の疑いがある場合には、お尋ねのような態様の立入検査等を行うことは、法令上可能である。

五について
請負又は業務委託と称して労働者派遣契約を

締結しないまま労働者派遣を行っている請負事業主及び発注者に対して立入検査等を行い、指導監督を行った件数は、平成十七年度が千五百三十九件、平成十八年度が三千四百七十四件、平成十九年度が三千二百二十件である。

また、そのうち法第四十九条の三第一項の規定に基づく派遣労働者からの申告(以下「申告」という。)によるものの件数については、把握していない。

六について
お尋ねのような追跡調査については、申告をした派遣労働者に限定しては行っていない。

七について
車両管理業務委託の対象となっている公用車に乗車中の国土交通省の職員が国道の異常等を発見した場合には、当該国道を管理している出張所等に対し、携帯電話等により応急的な措置をとるよう連絡をすること等が可能であり、請負契約の形式がとられていることをもって、国道が常時良好な状態に保たれるように国道及び国道の利用状況を把握するために行う巡回の業務が適切に行われなくなるとは考えていない。

中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月二十日
参議院議長 江田 五月殿
亀井亜紀子

中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問主意書

私が二月二十三日に提出した「中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書」(質問第六二二号。以下「前回質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一七一第六二二号。以下「前回答弁書」という。)においては、本年一月十五日着工の中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事は、一時的な緊急避難措置として終わるものではなく、あくまでも中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業(以下「本件埋立事業」という。)本工事の一環として位置付けられ、したがって平成二十一年度以降も継続する方針であることが明らかにされた。

前回答弁書の内容を踏まえ、以下に再質問をする。

一 平成元年に沖縄市が策定した東部海浜地区開発計画(二百四十ヘクタール)や平成三年の埋立計画(百九十五ヘクタール)はいずれも、国は「採算が取れない」「将来見通しが甘いなど」として国庫支出の要求を拒否していた。ところが平成十年になると国は、突如としてこの埋立計画を推進する立場に変化した。従来の計画では採算がとれないと判断した根拠、現計画なら採算がとれると判断した根拠はそれぞれ何か。

二 沖縄市長が平成十九年十二月五日に行った「東部海浜開発事業に関する市長表明」(以下「本件市長表明」という。)においては、「土地利用計画の見直しを前提」としながらも、第一区域を「推進せざるを得ないと判断」した唯一の理由は、「工事の進捗状況からみて」とされているところである。一般論として、工事が一定程度進

捗したことのみを理由に、その後の事業の見直しの選択肢から中止・休止が外されることは、公共事業の効率性を保つことを目的の一つとして導入された公共事業再評価制度の趣旨にも反するのではないかと考えられるが、政府の見解を問う。またこれまでに支出済みの事業費額と、完成時までの総事業費に占める割合(事業費ベースの進捗率)を示されたい。

三 前回質問主意書に対し、前回答弁書において「第一区域への浚渫土砂の投入工事の施行について、「見直し計画の策定を待つべき」とは考えていない。」と答弁しているが、沖縄市は、第一区域の工事の推進については、本件市長表明において「土地利用計画の見直しを前提」としているところであり、この政府答弁は沖縄市の意向を無視するものと考えられるが、工事の施行について、国は沖縄市の了承を得ているのか確認したい。

また、平成二十一年四月十七日付の新聞報道等によると、沖縄総合事務局は「裁判もあり、沖縄市が土地利用計画の見直しをしている最中で、不確定な要素がある」として、中城湾新港地区の浚渫工事を保留しているところである。本来、中城湾の整備と第一区域の埋立事業は別事業であり、関連付けるべきではないと考えるが、埋立事業を凍結する一方、新港地区の必要な整備を進めるという可能性はないか、政府の見解を示されたい。

四 本件市長表明においては、第二区域は「推進は困難と判断し」、「具体的な計画の見直しが必要」とされている。それにもかかわらず国は、現計画に基づいて本件埋立事業を着工したこと

になるが、国として、沖縄市の方針に対しては反対なのか、見解を示されたい。また、計画が見直されて第二区域の埋立てが行われなくなった場合、新港において浚渫される土砂のうち約二分の一が埋立てに利用できなくなるが、その処分はいかにするのか、計画があるなら示されたい。

五 国が行う本件埋立事業が事業再評価の対象となるのは平成何年度か。また現計画における費用対効果を、その詳細な算定根拠を含めて具体的に示されたい。

六 本件埋立事業に係る環境アセスメントについては、先的那覇地裁判決では、違法とまでは言えないとしながらも、その不十分性が繰り返し指摘されたところであるが、最近の調査によっても第一区域内外のサンゴには既に工事の影響が及んでいることが明らかになっている。また海草、クビレミドロなどの移植技術が確立していないことは、環境省自らも認めている。こうした中であって、アセス以降に発見された多数の新種や希少種を含む種の保存や、泡瀬干潟の生物多様性の保全を図るために、環境省としていかなる具体策を実施するつもりか。

右質問する。

平成二十一年四月二十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員 亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「平成元年に沖縄市が策定した東部海浜地区開発計画」及び「平成三年の埋立計画」に関する事業の採算性について、政府として判断した事実はない。

二について

お尋ねの「公共事業再評価制度の趣旨」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国が公共事業の再評価を行う際には、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況等を総合的に考慮している。

また、お尋ねの「これまでに支出済みの事業費額」及び「完成時までの総事業費に占める割合（事業費ベースの進捗率）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業（以下「本件埋立事業」という。）のうち第一区域に係る事業（以下「第一区域埋立事業」という。）については、平成二十年度までに約二百十二億円を支出したところであり、当該金額の第一区域埋立事業の総事業費に占める割合は約七十四パーセントである。

三について

第一区域埋立事業については、これまで沖縄県及び沖縄市の意向を踏まえて進めてきており、平成二十一年一月にも沖縄市から東部海浜開発事業の支援に係る要請を受けたところである。

また、本件埋立事業については、現在、沖縄

県による本件埋立事業への公金支出の差止め等を求める訴訟が係属中であり、お尋ねの「埋立事業を凍結する一方、新港地区の必要な整備は進めるという可能性」は、現に係争中であるか又はそれに密接に関連する問題であるため、政府としては答弁を差し控えたい。

四について

御指摘の「沖縄市の方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、前回答弁書（平成二十一年三月三日内閣参質一七一第六二号）四について述べたように、本件埋立事業については、今後も引き続き沖縄県及び沖縄市の意向も踏まえながら、進めていく考えである。

また、御指摘の「浚渫される土砂」の処分については、沖縄市の行う「第二区域」に関する計画の見直しを踏まえて、適切に実施すべきものと考えている。

五について

国が行う本件埋立事業は、中城湾港新港地区多目的国際ターミナル整備事業の一環として、当該事業における浚渫工事により発生する土砂の処分を行うものであり、本件埋立事業のみを対象として、御指摘の「事業再評価」や「費用対効果」の算定を行うものではない。

六について

本件埋立事業における環境保全上の配慮については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく手続を行った際に今後実施することが必要とされた内容を含め、事業者である

内閣府沖縄総合事務局において、環境保全のための措置が講じられることとなっており、環境影響評価法に基づく手続を行った際に、「工事中に貴重な動植物が確認された際は、関係機関に報告するとともに、適切な措置を講じる」よう、沖縄県知事から意見が述べられたことなどを踏まえ、事業者である内閣府沖縄総合事務局において適切に対応してきているところである。

メガソーラーに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月殿

メガソーラーに関する質問主意書

地球温暖化対策の切り札としてメガソーラーの普及が進められている。

北海道稚内市では五千キロワット、山梨県北杜市では二千キロワットの施設が既に稼働中だが、二〇一〇年度以降大阪府、福岡県、東京都、神奈川県、山梨県などで順次大規模な施設の稼働が予定されている。

しかしながら、二〇〇五年日本の太陽光発電量はドイツに抜かれ世界第二位となり、二〇〇八年末にはスペインにも抜かれ世界第三位となつてしまった。さらにはイタリア、韓国とも肩を並べられる発電量となっている。そこで、以下質問する。

一 日本の太陽光発電量が世界第三位となつてしまったのはなぜか、政府の認識を示されたい。また、再び世界第一位の発電量を目指すのか併せて示されたい。

二 メガソーラー事業は、電力事業者、民間企業、自治体が一体となり実現するものである。しかしながら、メガソーラー事業では数百億円規模の投資が必要であり、簡単には実現できない。したがって、政府はこの三者が行うメガソーラー事業を財政面から支援していく必要性があると考え、政府の認識を示されたい。

三 土地区画整理事業等で、いわゆる塩漬けとなつた土地がメガソーラー事業用地として活用されるケースがある。政府は、全国にある塩漬け土地をメガソーラー事業用地として積極的に提供していく考えはあるか、認識を示されたい。

四 京都議定書で日本が約束した温暖化効果ガスの削減目標値に近づくためには、一般家庭による小規模な太陽光発電施設も有効であるが、電力事業者、民間企業、自治体が一体となって推進するメガソーラー事業で達成できる削減幅は一般家庭五千件分にも及ぶなど非常に大きい。官民が一体となり、メガソーラー事業を強力に推進していく必要性があると認識するが、政府の認識を示されたい。

五 現在検討が進められている経済危機対策においてメガソーラー設置支援が盛り込まれようとしている。この概要及び具体的な目標値を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員牧山ひろえ君提出メガソーラーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出メガソーラーに関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

ドイツやスペインなどにおいては、太陽光発電設備からの電力買取制度等の政策支援を背景として、太陽光発電の導入量が急増しているものと認識している。

太陽光発電の普及拡大は、エネルギーセキュリティの確保や、低炭素社会の実現に資するものであり、また、我が国が強みとする技術を活かした、我が国経済の活性化や雇用拡大につながるものと認識している。したがって、政府としては、「低炭素社会づくり行動計画」(平成二十年七月二十九日閣議決定)において、「太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指す」とし、また、「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「太陽光発電の導入を加速」(二〇二〇年頃)に二〇倍程度にを図ることとしている。

御指摘のメガソーラー事業に対する支援については、経済産業省において、地方公共団体と連携してメガソーラー事業を行う民間事業者に対して、事業費の二分の一以内を補助する事業

を実施しているところであり、「経済危機対策」において、これをより一層推進することとしている。

政府としては、メガソーラーも含めた太陽光発電の普及促進と関連産業の競争力の維持・強化を、引き続き図ってまいりたい。

三について

御指摘の「塩漬け土地」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。なお、政府としては、土地の有効利用は重要であると考えており、今後とも、土地の有効利用を図られるよう、土地に関する情報の提供等の事業を行ってまいりたい。

追加経済対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月殿

追加経済対策に関する質問主意書

東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の第三滑走路を約三百五十メートル延伸する計画が追加経済対策に盛り込まれようとしている。我が国の国際競争力を一層強化する観点から望ましい計画であると考えます。

そこで、以下質問する。

一 羽田空港では、二〇一〇年秋の供用開始を目

指して第四滑走路が建設中である。現在の進捗状況を示されたい。

二 羽田空港の更なる国際化は関係諸団体からの強い要望である。

国土交通省は、第四滑走路の増枠について、供用開始当初は管制官及びパイロット双方の慣熟が必要であり国際線の枠を必要最小限とする」と答弁しているが、双方の習熟度が増していくことを想定して、段階的に国際線の枠を増加させていくのか、政府の認識を示されたい。

三 第四滑走路の供用開始によつて、羽田空港の年間発着能力は現在の約三十万回から約四十一万回に増強され、発着容量の制約の解消及び多様な路線網の形成が可能となるが、羽田空港に隣接する神奈川県側への交通アクセスは未整備のままであり、第四滑走路がもたらす諸効果を最大限に生かし切れない。

東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、関東地方整備局及び東京航空局を構成員とする「京浜臨海部基盤施設検討会」において、神奈川県構想の実現に向けた議論がなされているが、具体的な整備計画は未だに示されていない。第四滑走路の供用開始と、第三滑走路の延伸が持つポテンシャルを最大限に生かすためには神奈川県構想の早期実現が急務であると考えますが、政府の認識を示されたい。

四 羽田空港と成田空港をリニアモーターカーで結び、両空港間のアクセスを改善して我が国の国際競争力を高めようとする動きが活発化している。

我が国の国際競争力を高めるための構想であると認識するが、政府の認識を示されたい。右質問する。

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員牧山ひろえ君提出追加経済対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出追加経済対策に関する質問に対する答弁書

一について

東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の第四滑走路の建設については、平成十九年三月末に工事に着手しており、平成二十一年三月末時点で、埋立部分にあつては約六十パーセントの埋立てが、栈橋部分にあつては約六十五パーセントのジャケッ(栈橋部分の一区画を構成する鋼桁及び鋼管杭が一体となった構造物をいう。)の据付けがそれぞれ完了している。引き続き、平成二十二年十月末の供用開始に向けて、建設を推進してまいりたい。

二について

平成二十二年の羽田空港の第四滑走路の供用開始以降の増枠については、供用開始当初は、その増枠をできる限り国際線に振り向けて、昼間時間帯(六時から二十三時までの時間帯)をいう。以下同じ。)においては約三万回を就航させることとしており、その後は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内線及び国際線双方の需要

の伸びを勘案して、昼間時間帯においては、都心に近いという羽田空港の利便性を活かせる路線を中心として国際線の増加を推進していくこととしている。

三について

御指摘の神奈川口構想における多摩川の川崎市側と羽田空港を結ぶ連絡道路については、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、関東地方整備局及び東京航空局を構成員とする「京浜臨海部基盤施設検討会」において、そのルート、構造等を検討しているところである。また、大田区羽田空港一丁目及び二丁目に存する羽田空港の跡地の利用に関しては、国土交通省航空局、東京都、大田区及び品川区を構成員とする「羽田空港移転問題協議会」において、当該構成員間の協議を進めているところであるが、平成二十一年三月二十七日に開催された第五十回同協議会において、「羽田空港跡地利用基本計画」（平成二十年三月二十八日同協議会合意に沿った土地利用計画の具体化に当たっては、神奈川口構想等の関連計画等との調整を視野に入れつつ検討することについて合意がなされたところであり、神奈川口構想に関する検討に一定の進展があったものと認識している。引き続き、当該跡地の利用方策に関する大田区の意向にも配慮しつつ、神奈川口構想に関する検討を進めてまいりたい。

四について

羽田空港と成田国際空港を超電導方式のリニアモーターカーで結び、両空港間のアクセスを改善して我が国の国際競争力を高めるべきとい

う意見があることは承知しているが、超電導方式のリニアモーターカーは現在開発中の技術であるほか、事業の採算性を始め様々な検討課題があることから、長期的な課題であると認識している。

裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月二十一日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問主意書

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という。）第三十四条は、裁判長が裁判員候補者に対して「不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができ」と規定している。これは公正かつ公平な裁判員を確保するために重要な規定である。しかし、実際上の質問においては、ともすれば裁判員候補者のプライバシーに及ぶおそれも考えられ、その調整が必要である。

また、裁判員法では弁護士及び検察官が直接、裁判員候補者に対して質問をすることが許されず、あくまで裁判長に質問してもらう仕組みとなっている。しかし、どの程度の質問がどのよう

にできるか等、裁判員の選任の際の質問方法は必ずしも明確ではない。

そこで、以下のとおり質問をする。

一 裁判員裁判は重罪を対象にしているため、裁判員は事件によっては死刑の可否の判断も求められることになるから、裁判員候補者の死刑制度に対する考え方を確認することは選任に当たって重要な点である。

そこで、裁判長が裁判員候補者に対して、死刑制度に対する賛否の考えを確認する質問をすることは許されるか。仮に許されるとすれば、思想良心の自由を定めた憲法との整合性はどのように考えているか。

二 裁判員候補者が予断を持っていないかどうかを確認するため、裁判員候補者が参加する予定事件の詳細を報じた新聞、雑誌等を閲読したか否か、どのような印象を持ったか等の質問は許されるか。また、裁判員候補者が参加する予定事件と同種犯罪の被害者になったことがあるか否か、被害を受けてどう思ったか、裁判員候補者の親族に同種犯罪の被害者になった人があるか否か等の質問は許されるか。許されるとすれば、裁判員候補者のプライバシー保護に関して何らかの配慮はなされるか。

三 裁判員候補者が参加する予定事件と同種犯罪に関与したことがあるか否か、どのような関与をしたか等の質問は許されるか。また、これまで警察や検察で取調べを受けた経験があるか否か、どのような印象を持ったか等の質問は許されるか。許されるとすれば、裁判員候補者のプライバシー保護に関して何らかの配慮はなされるか。

四 裁判員法第三十六条は、検察官及び弁護人は裁判員候補者についてそれぞれ原則として四人まで理由を示さずに不選任決定の請求をすることができると規定している。これは検察官及び弁護人に対して、可能な限り公平な裁判を確保する観点から与えられた権利であると考えられるがそのとおりか。

五 弁護人または検察官が、裁判員候補者に対して第一項ないし第三項にかかる趣旨の質問をするよう裁判長に求めた場合、裁判長がこうした質問をするか否かは裁判長の自由な裁量に委ねられていないと解されるか。弁護人または検察官が、裁判員法第三十六条の判断を行うに際して必要な質問を裁判長に求めるよう求めると裁判長がこれを拒否した場合には、これを理由として刑事訴訟法第二十一条の忌避申立をすることは許されるか。

六 弁護人または検察官は裁判長の許可を得て、直接、裁判員候補者に対して質問をすることが許されるか。それとも一切許されず、あくまで裁判長に必要な質問をするよう求めることしかできないと解すべきか。

右質問する。

平成二十一年四月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出裁判員裁判の裁判員選任において許可される質問等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号。以下「裁判員法」という。)第三十四条第一項の規定により、裁判員等選任手続において、裁判長は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、裁判員法第十三条に規定する者に該当するかどうか、裁判員法第十四条の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、裁判員法第十五条第一項各号若しくは同条第二項各号若しくは裁判員法第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは裁判員法第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができることとされている。具体的な質問内容については、各裁判所において、個々の事案における具体的事情に応じて適切に判断されるものと考えているが、裁判員法第三十四条第一項の規定による質問は、そのような判断に必要な範囲でなされるものであり、裁判員候補者に対する質問が思想・良心の自由を侵すこととなるとは考えていない。

また、裁判員法第三十三条の規定により、裁判員等選任手続は、公開しないこととされているほか、裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならないこととされている。

四について

裁判員法第三十六条の規定により、検察官及び被告人は、一定の員数の裁判員候補者について、理由を示さずに不選任の決定の請求をすることができるとされている。これは、当事者が、裁判長による質問等を通じ、不公平な裁判をするおそれがあると感じたとしても、具体的な根拠に基づいてこれを明らかにすることに困難を伴うことも多いと考えられ、他方で、不公平な裁判をするおそれのある者が選任された場合、裁判結果に大きな影響を与える可能性があることから、裁判の公正を確保し、当事者からも信頼される合議体を構成できるようにするために設けられた制度であると考えている。

五について

裁判員法第三十四条第二項の規定により、陪席の裁判官、検察官、被告人又は弁護人は、裁判長に対し、同条第一項の判断をするために必要と思料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができ、この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとするものとされている。裁判長がそのような求めに係る質問を相当と認めなかったことが刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二十一条の裁判官の忌避事由に当たるか否かについては、個別の具体的事案に即して、裁判所が判断すべき事項であると考えている。

六について

五についてで答えたとおり、裁判員法

上、裁判員等選任手続における裁判員候補者に対する質問は、裁判長がすることとされており、検察官又は弁護人が、裁判員候補者に対して、質問をすることは許されていない。

国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

小池 晃

国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問主意書

昨年来、経済危機と不況を理由にした大企業の派遣切り・非正規雇用切りが大量に行われている。政府発表では六月末までに十九万二千六十一人もの労働者が仕事を失うとされ、離職に伴って会社の寮や借り上げアパート等を退去させられる人たしも急増している。

政府は住居喪失者のための貸付制度を設けているが、要件が合わない人たちは新たな住居を確保することもできず、住所が確定していないために仕事に就くこともできないなど、深刻な事態が推移している。

舛添要一厚生労働大臣は、離職者のための緊急住居確保対策として雇用促進住宅などの活用とともに、昨年十二月財務大臣に対して、国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援を要請した。財務省は十二月二十六日に、財務省理財局長

名で「・・・関係地方公共団体が離職者に一時的に住居を提供する場合においては、関係地方公共団体の要請に基づき、貸出可能な国家公務員宿舎(合同宿舎)を緊急的に使用させることができる」とし、別添のとおり財務局長等に通知したので了解されたい。ついては、各省庁においても現下の厳しい経済状況や雇用情勢を踏まえ、所管の省庁別宿舎について同様の取扱いにより適切な対応を図られたい。」との通達(財理第五三八〇号)を发出した。しかし、これまで活用できる国家公務員宿舎の全体の規模や利用実態は明らかになっていない。緊急策として政府が行っている空き宿舎活用の状況は広く周知されるべきであり、とりわけ離職者に対しては、速やかに効果的に知らされ、遅滞なく活用されることが必要と考える。よつて以下の通り、政府に質問する。

一 離職者への国家公務員宿舎の利用を促進するために、政府が現在どのような広報活動を行っているか明らかにされたい。

二 貸出可能とした国家公務員宿舎の省庁別・都道府県別利用可能宿舎数及び四月二十日現在の離職者の入居戸数を明らかにされたい。

三 初期費用の有無を含め、使用者が支払う使用料金の上限・下限額及び平均額について明らかにされたい。

四 離職者の国家公務員宿舎の利用に関し、その空き室状況や利用料等の周知と活用促進について、地方公共団体または各省庁まかせにすることなく、政府として責任をもって行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員小池晃君提出国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援については、要望のある地方公共団体に対して国家公務員宿舎の使用許可を行い、当該地方公共団体において離職者への貸出しを行うものであり、政府としては、貸出し可能な国家公務員宿舎について、関係地方公共団体に直接情報提供を行うとともに、ホームページへの掲載や報道発表を行っているところである。

二について

関係地方公共団体に対して情報提供を行った貸出し可能な国家公務員宿舎の省庁別・都道府県別の戸数は、財務省所管の合同宿舎は七百七十五戸であり、その内訳は、北海道に百二十三戸、青森県に四十戸、岩手県に三戸、宮城県に七戸、山形県に三十一戸、福島県に十三戸、茨城県に百八十七戸、群馬県に七戸、埼玉県に六戸、千葉県に五戸、東京都に五戸、神奈川県に六十二戸、新潟県に七戸、福井県に六戸、長野県に二戸、岐阜県に二十三戸、静岡県に五戸、

愛知県に十五戸、滋賀県に十七戸、兵庫県に二十四戸、和歌山県に五戸、広島県に四戸、山口県に四戸、徳島県に八戸、香川県に七戸、愛媛県に十七戸、高知県に六十戸、福岡県に十戸、佐賀県に十二戸、長崎県に十二戸、熊本県に一戸、宮崎県に四戸、鹿児島県に三十八戸、沖縄県に六戸であり、内閣府所管の省庁別宿舎は八戸であり、その内訳は、東京都に五戸、沖縄県に三戸であり、総務省所管の省庁別宿舎は、千葉県に三戸であり、法務省所管の省庁別宿舎は五戸であり、その内訳は、長野県に一戸、鹿児島県に四戸であり、財務省所管の省庁別宿舎は百五戸であり、その内訳は、千葉県に四十三戸、東京都に五十六戸、福岡県に三戸、熊本県に三戸であり、厚生労働省所管の省庁別宿舎は二百戸であり、その内訳は、北海道に二戸、青森県に五戸、岩手県に七戸、山形県に二戸、千葉県に二十三戸、東京都に四戸、新潟県に九戸、富山県に二戸、石川県に六戸、山梨県に一戸、長野県に四戸、三重県に四戸、滋賀県に八戸、京都府に五戸、大阪府に十五戸、兵庫県に十八戸、和歌山県に十一戸、鳥取県に八戸、島根県に二戸、岡山県に三戸、広島県に四戸、山口県に三戸、徳島県に一戸、愛媛県に十八戸、高知県に八戸、福岡県に二戸、佐賀県に四戸、長崎県に九戸、大分県に二戸、宮崎県に五戸、鹿児島県に五戸であり、農林水産省所管の省庁別宿舎は三十八戸であり、その内訳は、北海道に一戸、秋田県に二戸、福島県に二戸、茨城県に二戸、長野県に二戸、静岡県に二戸、和歌山

県に一戸、岡山県に六戸、長崎県に二戸、熊本県に十戸、宮崎県に二戸、鹿児島県に七戸であり、経済産業省所管の省庁別宿舎は三十九戸であり、その内訳は、北海道に二戸、愛知県に三戸、大阪府に十九戸、広島県に十五戸であり、国土交通省所管の省庁別宿舎は九十八戸であり、その内訳は、北海道に三十二戸、青森県に六戸、岩手県に八戸、宮城県に七戸、秋田県に四戸、山形県に二戸、福島県に二戸、茨城県に一戸、栃木県に六戸、千葉県に二戸、東京都に一戸、新潟県に五戸、愛知県に六戸、広島県に三戸、愛媛県に七戸、高知県に六戸である。

このうち、平成二十一年四月二十日現在の入居戸数は三戸であると承知している。

三について

入居する離職者から地方公共団体が徴する使用料等については、当該地方公共団体において決定されるものであるが、地方公共団体より宿舎に係る使用料として国が徴することとしている金額は、平均額で約一万二千四百四十円であり、最高額四万八千円から最低額千九百四十円までとなっている（いずれも平成二十一年三月現在の一戸当たりの月額）。

四について

政府としては、貸出し可能な国家公務員宿舎について、関係地方公共団体に直接情報提供を行うとともに、ホームページへの掲載や報道発表を行っているところである。一方、貸出し可能な宿舎の空き室状況や使用料等の周知及びその利用促進については、使用料等の条件等は地

方公共団体において決定されること、当該地域の事情や各宿舎の管理状況等を踏まえて対応していく必要があることから、関係地方公共団体及び関係省庁等が連携しつつ、地域において適切に行っていくべきものと考えている。

国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十七日

辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問主意書

四月十六日に提出した「国民健康保険料（税）の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問主意書」に対する答弁書（平成二十一年四月二十四日内閣参質一七一第一三四号）について、以下の通り再質問する。

一 前回の質問主意書においては、政府としての見解を求めたところであるが、答弁書においては厚生労働省の見解が示されるにとどまってい

る。明らかに政府としての見解を求めているにもかかわらず、厚生労働省が主語となる答弁書を返送したのは何故か。理由を明確に示されたい。

二 あらためて、前回の質問主意書に対する政府としての見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、国民健康保険事業に関する事務を厚生労働大臣が分担管理しているからであり、先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣参質一七一第一三四号)は政府としての見解である。

厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月二十八日

福島みずほ

参議院議長 江田 五月殿

厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問主意書

派遣労働者をはじめとした非正規労働者の多くは、低賃金と不安定な就労形態の下で働くことを余儀なくされており、わが国が深刻な経済危機に直面する中、こうした派遣労働者等の諸権利が十分に脅かされている。とくに、理不尽な解雇や雇い止めによって仕事を奪われた派遣労働者等が、あわせて住居をも失い、生活に困窮する事態が広がっており、有効な対策の実施は一刻の猶予もならない。

働く者が雇用や生活に不安を抱えることなく、その能力を十分に発揮して働くことができるよう、法整備が切実に求められており、とりわけ、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」という。)の抜本的な改正が急務である。

そこで、以下質問する。

一 第七十回国会に提出された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法

律案」(以下、「労働者派遣法改正案」という。)は、日雇派遣(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣)を原則的に禁止するが、雇用期間を三十一日とした上で、所定労働日として雇用期間のうち数日を設定し、雇用期間の開始後に派遣元事業主から、労働者の所持する携帯電話にメールで所定労働日以外の就労日や派遣先等を随時、追加的に特定する不安定な就労形態は防止しうるか。

二 厚生労働省が平成二十一年三月三十一日に発表した「労働者派遣契約の中途解除に係る対象労働者の雇用状況について(速報)」によれば、常用型派遣労働者の八六・四%が調査期間中に離職し、そのうち、八九・六%が解雇されている。この結果をふまえるなら、常用型派遣労働者については、「すでに派遣元事業主との関係で雇用の安定が確保されている」との認識は、誤りであると考えるか。

三 深刻な経済危機の下、直接雇用の原則及び常用雇用の原則を逸脱した登録型派遣労働者の多くが、真つ先に「雇用調整」の対象となり、失業している。また、対象業務の自由化の進展に伴い、登録型派遣労働者の低賃金化も進んでいる。直接雇用又は常用雇用との対比で、こうした登録型派遣労働者を選択する労働者が多くいることを実証する調査結果はあるか。

四 「労働者派遣法」は、事前面接(派遣労働者の特定を目的とした行為)を原則的に禁止するが、この趣旨としては、常用代替(通常の常用雇用に代えて派遣労働を活用すること)を防止することを含んでいるか。また、「労働者派遣

法改正案」に基づき、常用型労働者派遣について、事前面接を解禁した場合、常用雇用(直接雇用)から常用型労働者派遣への代替を助長する効果があると考えるか。さらに、「労働者派遣法改正案」は、派遣元事業主による常用型派遣労働者の雇入れ又は内定以前に、派遣先事業主による事前面接を許容する趣旨を含むか。

五 「労働者派遣法」は、派遣受入期間の制限のない業務について、同一の業務に同一の派遣労働者を三年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合、派遣先事業主に直接雇用申込義務を発生させるが、この趣旨としては、常用代替を防止することを含んでいるか。また、「労働者派遣法改正案」に基づき、常用型労働者派遣について、派遣先事業主の直接雇用申込義務を適用除外とした場合、常用雇用(直接雇用)から常用型労働者派遣への代替を助長する効果があると考えるか。

六 EUは昨年十月二十二日、派遣労働指令を採択し、派遣労働者の派遣先労働者との均等待遇を法制化したところであるが、「労働者派遣法改正案」は、派遣労働者の賃金を決定するにあたり、派遣先の同種の労働者の賃金を考慮要素の一つとすることを努力義務として規定する。しかし、結局、人件費を抑制することがもつとも重視され、派遣労働者の賃金が抑制されることにより、派遣先労働者の賃金との間に均衡を著しく欠くこととなった場合、違法となるか。右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出厳しい雇用情勢の下における派遣労働者の保護等に関する質問に対する答弁書

一について

現在、国会に提出している労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）において、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者について、労働者派遣を原則的に禁止することとしている趣旨は、派遣元事業主の雇用者責任が果たされないことを防止することにより、労働者の保護を図るものであり、御指摘のような就労形態の防止を目的とするものではない。

二について

御指摘の調査結果は、昨今の厳しい経済状況において労働者派遣契約の中途解除の対象となつた労働者の雇用状況等に関するものであり、これを基に、いわゆる常用型派遣の雇用の安定性について、一般的な認識をお答えすることは困難である。

三について

厚生労働省が平成十九年に実施した「平成十九年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

によると、「登録型」の派遣労働者であつて（現在の会社）又は「別の会社」で働きたい者（登録型）の派遣労働者のうち八十二・五パーセントのうち、「現在の就業形態を続けたい」を選択した者が四十五・〇パーセント、「他の就業形態に変わりたい」を選択した者が五十四・一パーセントであり、半数近くが「登録型」を好んでいる。

四について

現行の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第七項の規定の趣旨は、派遣先が派遣労働者を特定する場合には、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立すると判断される蓋然性が高くなり、労働者供給に該当する可能性があるほか、派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがあることから、これを防止するものであり、御指摘の「常用代替」の防止を目的とするものではなく、改正法案における当該規定の改正により直接雇用がいわゆる常用型派遣に代替されることにはならないと考えている。

また、この改正は、派遣元事業主に期間を定め

ないで雇用される派遣労働者の中から派遣労働者を特定することを可能とするものであり、派遣元事業主による雇入れ又は内定がなされる前の者については、派遣元事業主に期間を定め

五について

御指摘の「直接雇用申込義務」は、法第四十条の五の規定による義務を指すと考えるが、その趣旨は、派遣労働者の雇用の安定を図るため、派遣労働者の希望を踏まえて派遣先に直接雇用される機会を多く確保するものであり、御指摘の「常用代替」の防止を目的とするものではない。

また、当該規定の対象業務になつている法第四十条の二第一項各号に掲げる業務の特性にかんがみると、改正法案における法第四十条の五の規定の改正により直接雇用がいわゆる常用型派遣に代替されることにはならないと考えている。

六について

改正法案による改正後の法第三十条の二の規定は、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に係る一般の賃金水準その他の事情を考慮しつつ、その他の要素も勘案し、その賃金を決定することを求めているものであり、お尋ねの場合について一概にお答えすることは困難である。

ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問主意書

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十八日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問主意書

現在、政府の景気対策の目玉とも言える定額給付金の支給が、各自自治体で行われている。

私は平成二十一年一月二十一日の参議院予算委員会において、鳩山総務大臣に対しネットカフェ難民と呼ばれる方々が定額給付金を受けとることもできるように、住民登録を可能にすべきという旨の質問をしたところ、大臣からは「住民登録できるところにして定額給付金を配れるという方向に持っていきたい」との答弁があつた。

しかしながら、全国のネットカフェの約六割が加盟しているとされる日本複合カフェ協会は、利用者の住民登録を認めない方針を明らかにしている。

定額給付金は景気対策でもある一方、社会福祉政策の一面もあるということは、これまでの総理の発言からも明らかだと考えるが、そこで以下質問する。

一 政府は現時点でのネットカフェ難民の人数など、実態を把握できているのか。把握できているのであれば、どのような対応をしているのか、示されたい。

二 ネットカフェ利用者の住民登録を認めないと日本複合カフェ協会の方針に対し、政府はどのような見解を持ち、また対応を行っているのか。

三 平成二十一年二月一日時点で住民登録ができずに、定額給付金を受給できないでいる方に対する救済措置として、何か対応策を考えているのか。仮に遡つての支給を検討しているのか。

れば、どのようにして行うのか、政府の見解を示されたい。

四 依然として住民登録ができないでいる方々が登録をできるようにするための措置を考えているのか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出ネットカフェ難民の定額給付金受給に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねの「ネットカフェ難民」については、厚生労働省が平成十九年六月に行った「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」によりその人数の推計等を行ったところであるが、現時点における実態については把握していない。

二について

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)における住所とは、各人の生活の本拠をいうものであり、その認定については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定されるべきものである。

いわゆるネットカフェについては、長期の宿

泊や滞在を認めるかどうかなど形態は様々であり、また、利用者の生活実態や家族とのつながりなども異なることから、個別具体の事案に即して、利用者の生活の本拠となるかどうかを市町村長が総合的に判断するものであり、例えば、長期契約が締結され、長期にわたって滞在する利用者の意思が明確にされており、かつ、店舗が利用者の住所として住民基本台帳に記録されることについて店舗の管理者が同意しているようなケースにおいては、一時的な施設の利用ではなく生活の本拠たる住所として認定される場合があると考えられる。

このような見解を、平成二十一年三月二十四日付けの質疑応答集において、全国の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して示しているところである。

三について

お尋ねの「ネットカフェ難民」のうち、住民基本台帳に記録されていない者がどの程度存在するかについては承知していないが、一般的に、定額給付金においては、平成二十一年二月一日(以下「基準日」という。)においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降にいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなった時点で定額給付金の給付対象者とする扱いとしている。

四について

生活の本拠を有しない者を住民基本台帳に記録することは、制度上困難と考えているが、このような者に対しては、まずは関係機関が連携

して安定した居住場所の確保等について必要な支援を行うことが重要であり、これらを通じて生活の本拠が確保された場合には、住民基本台帳への記録が可能となるものである。

ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月二十八日

参議院議長 江田 五月殿 中村 哲治

参議院議長 江田 五月殿

ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問主意書

平成二十一年四月十日付の日本経済新聞夕刊(バタヤリ三河正久、以下「記事」という。)は、政府はミャンマーで「民主化への前進がみられる」とを理由とし、二〇一一年にも経済援助を再開し、新首都ネピドーと最大都市ヤンゴン間約四百キロメートルの鉄道幹線の電化事業のために技術と資金数億円を供与する方針だと報じた。

記事を読まえ、以下質問する。

一 外務省は記事を認識しているか。

二 記事で報道された内容は日本政府の見解を正しく反映しているか。二〇一一年にも援助の凍結を解除すること、援助の内容やヤンゴン・ネピドー間鉄道幹線電化事業、援助再開の理由(「民主化への前進がみられる」との評価)それぞれについて明らかにされたい。

三 援助の凍結を解除する可能性についてはミャンマーに伝えたいか。

四 ODA国別データブック(ミャンマー)に経済協力の方針として二〇〇七年九月のデモに対する弾圧を受け、同年十月、従来から限定して行っている案件の一層の絞り込みを行うこととしたことあるように、政府はミャンマーへの援助を絞り込むことにした判断理由を明記している。絞り込みを解除するための政府の判断理由を示されたい。
右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員中村哲治君提出ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村哲治君提出ミャンマーへの経済援助を再開するという報道に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二及び三について

御指摘の記事のうち、「日本政府はミャンマー軍事政権に対する経済援助の凍結を二〇一一年にも解除する」、「新首都ネピドーと最大都市ヤンゴン間の鉄道は電化する技術と資金数億円を供与する。」及び「日本は民主化への前進

がみられるとして経済協力を再開する方針」という記述については、政府の見解を反映していない。したがって、御指摘の「援助の凍結を解除する可能性」について、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府に伝えていない。

四について
我が国の対ミャンマー経済協力については、ミャンマー情勢等を踏まえつつ対応を検討していくこととしている。

憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月二十八日

前川 清成

参議院議長 江田 五月殿

憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問主意書

小職は、平成二十一年四月二日付け「弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書」において、「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」との憲法第八十条第二項をそのまま引用した上で、政府においては同条項が「逮捕、勾留等、裁判官本人の責めに帰すべき事由によって職務を執ることができない期間においても、従前の給与全額を支払わ

なければならないとの趣旨を含んでいると解釈しているか、否か」と質問した。

しかし、これに対して、政府は明確な答弁を回避し、「当該裁判官が逮捕又は勾留されたことを理由として減額することはできないと解される」と答弁するに留まり、憲法第八十条第二項の解釈に関して答えなかった。

そこで、小職は、再度平成二十一年四月十五日付け「憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書」において、

一 下山芳晴判事はストーカー行為、一木泰造判事は痴漢行為によって逮捕、勾留され、その結果、裁判官としての職務に従事することが物理的に不可能になったにもかかわらず、その後も、下山芳晴判事においては弾劾裁判所において罷免判決を受ける日まで、一木泰造判事は同人の任期が満了する日まで給与や、賞与の支払いを受け続けた。

このように両名が裁判官としての職務に従事することができない期間においても、従前同様に給与や賞与を支払い続けた前提として、憲法第八十条第二項をどのように理解しているのか。

憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官に対して、専ら本人の責めに帰すべき事由によって、裁判官としての職務に従事することができない期間であつても、従前同様に給与や賞与の支払いを受けることを保障していると解するか。

二 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、ここにいう「相当額」とはいかなる趣旨か。

三 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、当該裁判官が、裁判官としての職務に一切従事していなかったとしても、裁判官としての職務に従事していた期間と同額の報酬を支払うことが、ここにいう「相当額」か。

四 憲法第八十条第二項は「この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と定めるが、この条文は一切の例外を許さない趣旨か。

と質問している。

ところが、これらの質問に対しても、政府は再び明確な答弁を回避し、「憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、その地位にふさわしい生活ができる相当額の報酬を受け取ることを保障するとともに、在任中、報酬を減額することを禁止した趣旨の規定と解される。御指摘の裁判官に対しては、右の憲法の趣旨に従って制定された裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて報酬等が支給されたものであると承知している」と答弁するに過ぎず、憲法第八十条第二項の射程範囲や、「相当額」の意義については一切答弁していない。

については、改めて、以下の通り質問するので、

政府においては、裁判官の報酬、とりわけ弾劾手続き中につき職務に従事していない期間の報酬に関して、憲法第八十条第二項の射程範囲を明確に答弁されたい。

一 下山芳晴判事はストーカー行為、一木泰造判事は痴漢行為によって逮捕、勾留され、その結果、裁判官としての職務に従事することが物理的に不可能になったにもかかわらず、その後も、下山芳晴判事においては弾劾裁判所において罷免判決を受ける日まで、一木泰造判事は同人の任期が満了する日まで給与や、賞与の支払いを受け続けた。

このように両名が裁判官としての職務に従事することができない期間においても、従前同様に給与や賞与を支払い続けたのは何故か。

憲法第八十条第二項の射程範囲について、下級裁判所の裁判官がたとえ専ら本人の責めに帰すべき事由によって、裁判官としての職務に従事することができなくなったとしても、従前同様の給与や賞与の支給を保障していると解釈していることに基づくのか。

二 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、ここにいう「相当額」とはいかなる趣旨か。

政府が「相当額」の概念をどのように解釈しているのか、政府の憲法解釈を明確に答弁されたい。

三 前問に関連して、憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、ここにいう「相当額」とはいかなる趣旨か。

酬を受ける。」と定めるが、当該裁判官が、裁判官としての職務に一切従事していなかったとしても、裁判官としての職務に従事していた期間と同額の報酬を支払うことが、ここにいう「相当額」に該当するのか、否か、政府の憲法解釈を明確に答弁されたい。

右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出憲法第八十条第二項の解釈に関する再質問に対する答弁書
一から三までについて
先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣参質一七一第一三一号)一から三までについて述べたとおり、憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、その地位にふさわしい生活ができる相当額の報酬を受け取ることを保障するとともに、任在中、報酬を減額することを禁止した趣旨の規定と解され、御指摘の裁判官に対しては、この趣旨に従って制定された裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の規定に基づいて報酬等が支給されたものであると承知している。

なお、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣参質一七一第一〇八号)一について述べたとおり、下級裁判所の裁判官の報酬については、当該裁判官が逮捕又は勾留されたことを理由として減額することはできないと解される。

全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月三十日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問主意書

全国学力・学習状況調査は二〇〇七年から全国の小中学校の最高学年の生徒全員を対象として毎年一斉に行われているが、その必要性及び有効性には疑問があり、また実施に向けた方法にも問題がある。文部科学省は約六十億円という多額の費用を使っているが、教育現場からは疑問の声も多い。本当に必要な調査か否か検証する必要があると思われるので、以下のとおり質問をする。

一 政府は、全国学力・学習状況調査を悉皆で行う理由として、国が全国の状況を把握・分析し、その後の教育施策に活かす等としているが、具体的にこれまでどのように活かしているか。主な具体例を三points示されたい。

二 全国学力・学習状況調査は、かかる労力と費用に見合う効果が得られない、得点競争と序列

化をもたらすだけではないか、出された結果は取り立てて目新しいものではなく現場の教師が分かっている内容ばかりだ、毎年一斉に行う必要性はない等との批判が強い。政府は、こうした批判をどのように受け止めているか。また、こうした批判を受け止めて、全国一斉の調査を見直す予定はないか。

三 全国学力・学習状況調査実施要領は市町村別や学校別の成績を公表することを禁じているにもかかわらず、各地で公表される事例が頻発している。政府はこうした公表をどのように受け止めているか。また、こうした実態を受け止めて、公表禁止の実効性をどのように確保していくつもりか。あるいは公表禁止そのものを見直す予定があるか。

四 地方自治体によつては良い成績結果が出るように、全国学力・学習状況調査のための特別対策として民間の塾講師を活用した学習訓練、復学習用の携帯ゲーム機等の活用策を講じるところもあるようであるが、こうした対応についてはどのように評価しているか。

また、ある自治体では教育事務所長名で、「四月二十一日(火)は、全国学力・学習状況調査です。一年に一回の学力の全国大会です。自分の力を試すとともに、それぞれの学校の名誉と誇りにかけて精一杯頑張つてほしい」と思っています。最後まで粘り強く挑戦してください。」との文書を生徒に配布して叱咤激励しようとしたが、こうした文書を配布してまで対策を講じることが、子どもたちを点数至上主義の教育へ向かわせるものとして適切ではないと考える

が、どうか。それとも全国学力・学習状況調査の目的に資するものと評価するか。
右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出全国学力・学習状況調査の有効性等に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、全国学力・学習状況調査(以下「本調査」という。)の結果から明らかにした課題等を踏まえて、学習指導要領の改訂等を行うとともに、本調査の結果を多面的に分析した上で、学校における教育指導や教育委員会における教育施策の改善等に役立つ情報の発信に努めているところである。また、すべての都道府県及び政令指定都市において本調査の結果を活用して「学校改善支援プラン」が作成されるなど、各教育委員会における本調査の結果の活用も進められているところである。さらに、本調査の地域別又は学校別の結果を踏まえて、例えば、教員配置を増やして習熟度別少数人数指導を充実させたり、非常勤講師やボランティア等を配置して補習学習を充実させたりするなど、地域や学校の実情等に即した取組が行われているところである。

二について

文部科学省としては、一について述べたとおり、国、各教育委員会及び各学校において着実に本調査の結果の活用が進んでいるものと考えている。また、本調査は、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析し、教育の結果等を検証し、改善を図ること、全国の教育委員会及び学校が全国的な状況との関連において自らの教育の結果等を把握し、教育指導や施策の改善に取り組むこと並びに各学校が児童生徒一人一人への教育指導や学習状況の改善等に役立てることを目的としており、これらの目的を達成するためには、当面は現在の方法で調査を継続的に実施する必要があると考えている。

三について

本調査の実施要領においては、国及び都道府県教育委員会は個々の市町村名又は学校名を明らかにした上で各市町村別又は各学校別の結果を公表しないこと、市町村又は学校が当該市町村又は当該学校の結果を公表することについては当該市町村教育委員会又は当該学校の判断にゆだねること等が定められている。文部科学省としては、各教育委員会等は、実施要領を前提として本調査に参加・協力していることから、各市町村別又は各学校別の結果の公表については、実施要領に基づいて行われるべきものと考えており、引き続き、教育委員会等に対して本調査の目的や実施要領の趣旨等について説明し、理解を求めるとともに、必要に応じて、指

導助言等を行ってまいりたい。
四について

文部科学省としては、御指摘の個別の事案について詳細を承知していないが、一般的に、児童生徒の学力向上のために様々な取組が進められることは望ましいことであり、また、教育委員会が本調査の結果により課題が明らかになった学校に対し、改善等を支援することは重要であると考えている。しかし、本調査は、普段の授業や学習を通して身に付けるべき知識及び技能やそれらを活用する力を調査するものであり、本調査のみのために特別の対策を必要とするものではないと考えている。

日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月三十日

参議院議長 江田 五月殿
松野 信夫

日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問主意書

政府は、我が国に適法な在留資格で入国・在留し、就労していたものの離職した日系人に対する帰国支援事業を本年四月より実施している。これは、厳しい再就職環境の下、我が国での再就職を断念して帰国する者のうち、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないことを条件

に、日系人離職者本人一人当たり三十万円、扶養家族については一人当たり二十万円等を支給するというものであるが、いわば日系人離職者に対して苦渋の選択を迫る制度であり、極めて問題が多い。

そこで、以下のとおり質問をする。

一 帰国支援金を受給するためには同様の身分に基づく在留資格で再度の入国をしないことを約束することとされているが、「同様の身分に基づく在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法に定める「定住者」「永住者」「日本人の配偶者等」を指すのか、具体的に示されたい。また、なぜ、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国をしない約束を取り付ける必要があるのか、明らかにされたい。

二 帰国支援金を受領した者は、「当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めない」とされているが、当分の間とは具体的にどの程度の期間であるか、明らかにされたい。

三 これまでの法務行政における再入国申請は、再入国申請者が我が国の法律に違反したり著しく国益に反するような行為を行った場合等、特段の事由がない限り許可されていた。今回の日系人離職者は、こうした特段の違反ないし違法行為をしたわけでもなく、日系人離職者には責められるべき事由もないが、帰国支援金を受領したことを理由として再入国を認めない処分をすることになるのか。そうであれば、再入国にかかる法務大臣の裁量権を逸脱しないしは侵害するものではないか。政府の見解を求める。

四 日系人離職者においては、法定の上陸拒否事

由には該当しなくても帰国支援金を受領したことによる理由のみで再入国が認められないことになる、出入国管理及び難民認定法を一時的な雇用政策で変更することになり、法律による行政という法治主義の原則に反することになるのではないかと。政府の見解を求める。

五 政府は、再入国申請者に対して、許可するか否かは法務大臣の自由な裁量に委ねられているという解釈か、それとも上陸拒否事由に該当しない限り入国を許可するという羁束裁量という解釈か、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出日系人離職者に対する帰国支援金等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「同様の身分に基づく在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第二に定める在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」(以下「身分に基づく在留資格」という。)を指すものである。

また、日系人離職者に対する帰国支援事業は単なる一時帰国を支援するものではなく、母国への帰国を強く希望しつつも、帰国費用が工面できない等の切実な要望にこたえるため、日本での再就職を断念し帰国を決意した者に対し、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないことを条件に、帰国支援金を支給するものである。

二について

お尋ねの「当分の間」が具体的にどの程度の期間であるかについては、本事業開始から原則として三年をめどとしつつ、今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととしている。

三及び四について

お尋ねの「再入国申請者」及び「再入国を認めない処分」の意義が必ずしも明らかでないが、帰国支援金を受けて帰国した者が再度本邦に入国しようとする時は、当該支援金を受領したことのみを理由として再度の入国を許可しないものではなく、新たに入管法に定める上陸のための条件に適合するか否かを個別に審査することとなるものであるから、御指摘のような「法務大臣の裁量権を逸脱ないしは侵害」には当たらず、また、御指摘のように入管法を「一時的な雇用政策で変更すること」でもないと考えている。

五について

入管法においては、外国人が上陸のための条件に適合している場合には、上陸を許可することとされている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三三〇円	本号一部 三三〇円